令和７（2025）年度事業概要

子ども家庭センター

児童発達支援センター

教育支援課

＜令和６（2024）年度事業報告＞

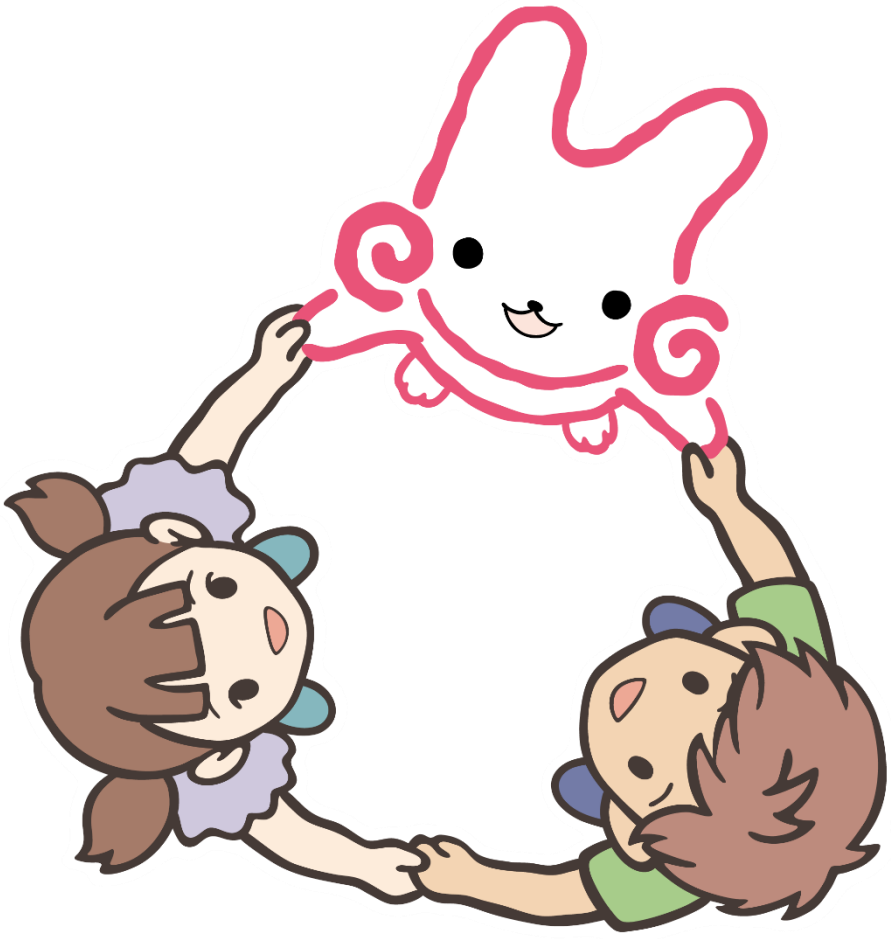

立川市

立川市教育委員会

令和７（2025）年度事業概要

子ども家庭センター・児童発達支援センター・教育支援課

＜令和６（2024）年度事業報告＞

３課の組織と職員体制（令和７年 12 月１日現在） …… 1

立川市子育て支援・保健センターはぐくるりんの子育て支援機能 …… 3

子ども家庭センター編 …… 4

Ⅰ．子ども家庭センターの概要

（１）所管業務 …… 5

（２）子ども家庭センター沿革 …… 6

（３）事業予算 …… 8

Ⅱ．令和６年度の活動実績

Ⅱ－１．子ども家庭センター係

１．子育て支援事業

（１）子育て情報の提供 …… １０

（２）子育て講座 …… １０

（３）ブックスタート事業 …… １０

（４）子育て支援団体等との共催事業 …… １１

（５）子育てサークルの登録 …… １１

（６）おしゃべり会の開催 …… １１

（７）多胎ピアサポート事業 …… １２

（８）子ども総合相談受付 …… １２

２．ファミリー・サポート・センター事業

（１）会員登録人数 …… １３

（２）依頼件数及び活動件数 …… １３

（３）事業説明会 …… １３

（４）援助会員養成講習会 …… １４

（５）依頼会員の新規入会人数 …… １４

（６）活動状況 …… １４

（７）フォロー研修 …… １５

（８）会報「子育て enjoy」、「輝く enjoy」の発行 …… １５

（９）感謝状贈呈式 …… １５

Ⅱ－２．子ども家庭相談係

（１）子ども家庭相談 …… １６

（２）SKB たちかわ（Mother and Child Group） …… １７

（３）子どもショートステイ事業 …… １７

（４）ファミリーフレンド事業 …… １７

（５）子ども支援ネットワーク …… １８

（６）養育支援訪問事業 …… １８

（７）ひとり親家庭等見守り支援事業 …… １８

Ⅱ－３．子育てひろば係

（１）令和６年度子育てひろば利用状況 …… １９

（２）子育てひろば活動状況 …… ２０

Ⅱ－４．保健指導係
（１）育児支援ヘルパー事業 …… ２１
（２）保健師地区活動 …… ２１
Ⅱ－５．こんにちは赤ちゃん係
（１）母子健康手帳の交付 …… ２２
（２）妊婦サポート面接 …… ２３
（３）母子栄養食品の支給 …… ２４
（４）妊婦健康診査 …… ２４
（５）妊婦精密健康診査 …… ２６
（６）妊産婦・乳幼児保健指導…… ２６
（７）パパママ学級 …… ２６
（８）こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） …… ２８
（９）産後ケア…… ２８
（10）ファーストバースデーサポート …… ３０
（11）多胎児家庭支援（移動経費補助） …… ３１
（12）妊婦等包括支援事業…… ３１
（13）特定不妊治療医療費助成事業 …… ３２
Ⅱ－6．子ども健診係
（１）新生児等聴覚検査事業 …… ３３
（２）３～４か月児健康診査 …… ３４
（３）産婦（産後）健康診査 …… ３６
（４）乳児精密健康診査 …… ３６
（５）乳幼児経過観察健康診査…… ３７
（６）乳幼児発達健康診査 …… ３８
（７）６・９か月児健康診査 …… ３８
（８）１歳６か月児健康診査 …… ３９
（９）１歳６か月児精密健康診査…… ４２
（10）３歳児健康診査 …… ４３
（11）３歳児精密健康診査…… ４６
（12）親と子の健康相談…… ４６
（13）すこやか相談 …… ４８
（14）家族心理相談 …… ４９
（15）離乳食準備教室　らくらくゴックン …… ５０
（16）離乳食後期教室　カミカミ教室 …… ５１
（17）妊婦歯科健康診査…… ５２
（18）幼児歯科相談 …… ５３
（19）歯科教室　キラキラ☆歯育て …… ５４
（20）母子保健連絡協議会…… ５５
Ⅱ－７．施設調整担当係
（１）施設の整備…… ５６
（２）施設の広報…… ５７
（３）新しい働き方の実践 …… ５７

児童発達支援センター編 …… ５８

Ⅲ．児童発達支援センターの概要

（１）所管業務…… ５９
（２）児童発達支援センター沿革…… ５９
（３）事業予算…… ６０

Ⅳ．令和６年度の活動実績

Ⅳ－１．総合発達相談事業

（１）相談事業…… ６１
（２）発達支援親子グループ事業…… ６２

Ⅳ－２．ドリーム学園（心身障害児通園施設）

（１）療育の特色…… ６３
（２）一日の療育プログラムの例…… ６３
（３）季節の行事など …… ６４
（４）その他…… ６４

教育委員会教育部 教育支援課編 …… ６６

Ⅴ．教育支援課の概要

（１）所管業務…… ６７
（２）教育支援課沿革 …… ６７
（３）事業予算…… ６９

Ⅵ．令和５年度の活動実績

Ⅵ－１．教育相談

（１）相談の進め方（来室相談の場合） …… ７０
（２）数字で見る教育相談 …… ７２
（３）小･中学校への巡回相談 …… ７６
（４）関係機関との連携 …… ８０

Ⅵ－２．就学相談・転学相談

（１）相談の進め方（就学相談の場合） …… ８１
（２）数字で見る就学相談・転学相談 …… ８２
（３）就学支援シート …… ８４

Ⅵ－３．特別支援教育の推進

（１）立川市の特別支援学級 …… ８５
（２）通級指導学級／特別支援教室の利用相談 …… ８８
（３）通常の学級介助員事業 …… ８９
（４）臨時指導員等の研修や特別支援学級における
専門性向上の取り組み…… ８９
（５）ことばの巡回相談事業 …… ９１

Ⅵ－４．その他の活動

（１）特別支援教育就学奨励費の支給…… ９１

資料編（立川市子育て支援・保健センター　はぐくるりん） …… ９２

子育て支援・保健センターはぐくるりんオープン！（広報記事より） …… ９３

３課の組織と職員体制

（令和7年12月１日現在）

子ども家庭部 子ども家庭センター

		管理職	係長	係員	再任用	会計年度任用職員
子育て支援・保健センター　はぐくるりん	子ども家庭センター長	1				
	統括支援担当課長	1				
	子ども家庭センター係		1	2		4
	事務職		1	1		
	保育士			1		1
	ファミサポ・アドバイザー					3
	子ども家庭相談係		1	3	1	7
	事務職		1			
	保健師			1		
	子ども家庭相談員			2	1	7
	子育てひろば係		1			4
	保健指導係		1	2		
	保健師		1	2		
	こんにちは赤ちゃん係		1	6		7
	事務職		1	1		1
	保健師			5		3
	助産師					3
	子ども健診係		1	6		4
	事務職		1			2
	保健師			5		1
	栄養士			1		
	歯科衛生士					1
	施設調整担当係		1			
合計　５５名		2	7	19	1	26

子ども家庭部 児童発達支援センター

		管理職	係長	係員	再任用	会計年度任用職員
子育て支援・保健センター はぐくるりん	児童発達支援センター長	1				
	庶務係		1			1
	発達支援係		1	3		6
	保健師		1			
	保育士			3		1
	発達相談員					5
	ドリーム学園		1	10		4
	保育士		1	8		4
	看護師			2		
合計　２８名		1	3	13		11

教育委員会事務局 教育部 教育支援課

		管理職	係長	係員	再任用	会計年度任用職員
子育て支援・保健センター はぐくるりん	教育支援課長	1				
	管理係		1			1
	就学相談係		1	1		9(1)
	事務職		1	1		
	就学相談員（心理職）					5(1)
	教育支援相談員（教育職）					4
	教育相談係		1	1		9(2)
	事務職		1	1		
	教育相談員（心理職）					9(2)
	特別支援学級開設準備担当係		1			
合計　２６名		1	4	2		19(3)
（本庁）指導課兼務	統括指導主事	1				

（ ）内は主任相談員で内数

立川市子育て支援・保健センター はぐくるりんの子育て支援機能

●:はぐくるりんで実施　□:関係機関等で実施　◎:訪問等により実施　　令和7年5月現在

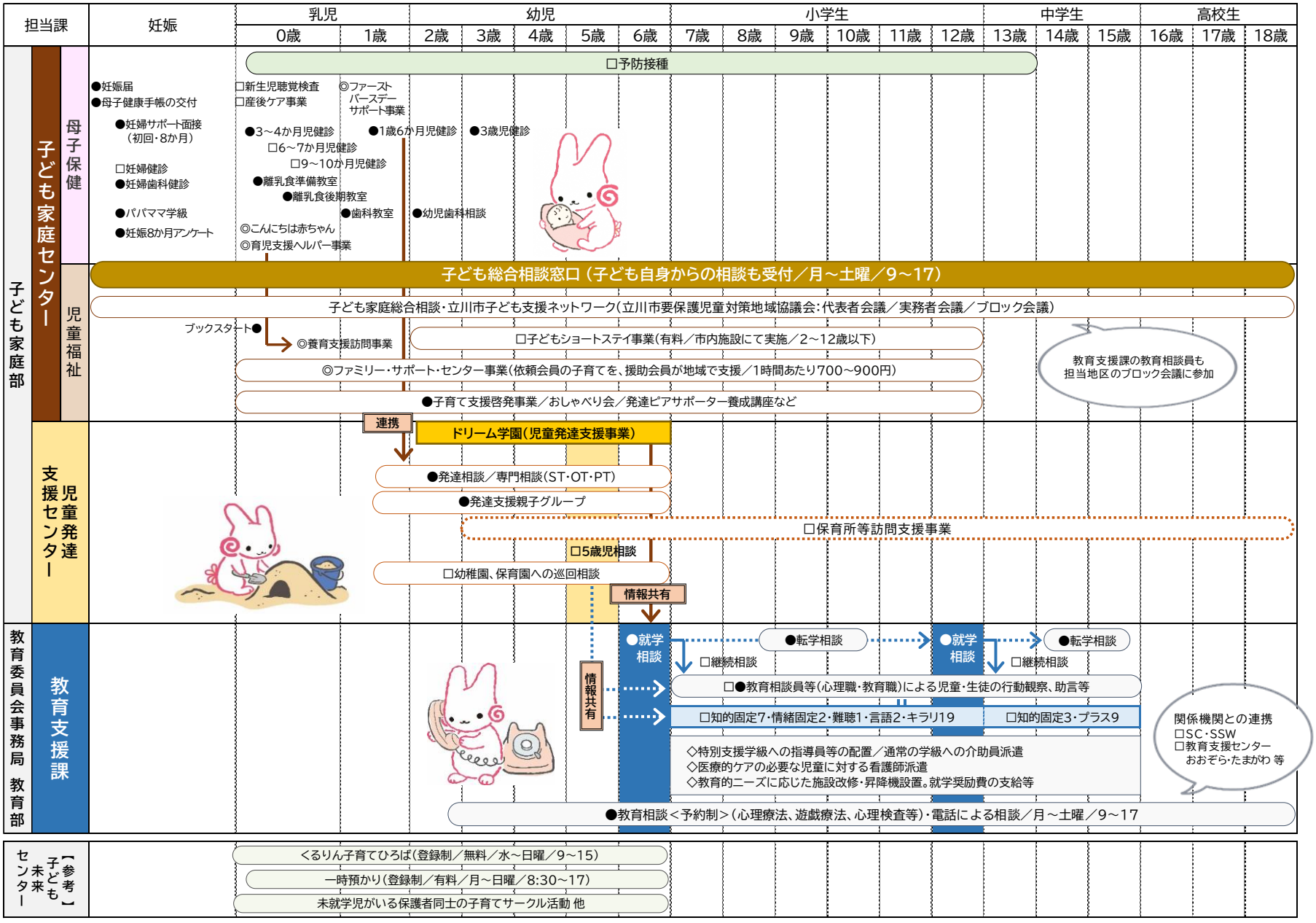

子ども家庭センター編

Ⅰ．子ども家庭センターの概要

（1）所管業務

子ども家庭センターの所管業務は、「立川市組織規則」（昭和 49 年４月１日規則第９号）の中で、以下のとおり規定されています。

子ども家庭センター

■ 子ども家庭センター係

安心して地域で子育てができる環境づくりに関すること。

（1） 子ども家庭センターの文書の収受、発送及び保管に関すること。
（2） 子ども家庭センターの予算、決算及び会計に関すること。
（3） 子ども家庭センターの管理運営に関すること。
（4） ファミリー・サポート・センターの管理運営に関すること。
（5） 子育て支援の啓発に関すること。
（6） 子育て及び子育て支援に係る地域のネットワークづくりに関すること。
（7） ブックスタート事業に関すること。
（8） 支援を必要とする子育て家庭のグループ活動に関すること。
（9） 子ども家庭センター内他の係に属しないこと。

■ 子ども家庭相談係

配慮を必要とする家庭への支援に関すること。

（1） 子ども家庭相談全般に関すること。
（2） 児童虐待防止に関すること。
（3） 子ども支援ネットワークに関すること。
（4） 子どもショートステイ事業の調整及び運営に関すること。
（5） 養育支援訪問事業に関すること。

■ 子育てひろば係

子育てひろばにおける保護者への支援に関すること。

（1） 子育てひろばの計画、調整及び管理運営に関すること。

■ 保健指導係

妊産婦や乳幼児等の状況把握と支援に関すること。

（1） 母子保健と児童福祉との連携に関すること。
（2） 保健指導に関すること。
（3） 育児支援ヘルパーに関すること。

■ こんにちは赤ちゃん係

安心して出産・子育てができる環境整備に関すること。

（1） 妊婦等包括支援事業に関すること。
（2） こんにちは赤ちゃん事業に関すること。
（3） 産後ケア事業に関すること。

■ 子ども健診係

妊娠期から子育て期まで切れ目のない健康診査・相談の実施に関すること。

（1） 母子の保健衛生に関すること。
（2） 乳幼児及び妊産婦の健康診査に関すること。
（3） 口くう衛生に関すること。
（4） 母子保健連絡協議会に関すること。

■ 施設調整担当係

子育て支援・保健センターに係る特定事項に関すること。

（1） 子育て支援・保健センターの整備に関すること。
（2） 子育て支援・保健センターの管理運営に関すること。

（2）子ども家庭センター沿革

■子ども家庭センター【根拠法：児童福祉法第 10 条の 2】

平成 7年度 東京都が「子ども家庭支援センター事業」を開始。

平成 12 年度 平成 10 年度に策定された「たちかわ子ども生き生きプラン（立川市子ども家庭支援計画)」に基づき、4月より、女性総合センター・アイム 1 階に、立川市子ども家庭支援センター"ほほえみ"を開設。

平成 16 年度 ＊児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により、子どもと家庭の相談に対応することが市町村の義務として法律上明確にされる。

平成 17 年度 上記の改正（児童福祉法第 10 条第 4 項）を受け、立川市の子ども家庭支援センターは東京都の先駆型センターとなる。児童虐待の予防と早期発見、見守りサポート業務が付加され、これに対応する職員体制となった。

平成 18 年度 子ども家庭支援センターの係が 2 つとなり、子ども家庭支援センター係は子育て支援の啓発事業を、子ども家庭相談係（平成 17 年度までは児童相談係）は主に相談業務を担当。

平成 19 年度 施設改修工事を行い、専用相談室（2室）を確保。さらに、「ほほえみ子育てひろば」も開設。

平成 22 年度 5月に立川市錦町 4－1－19（立川市簡易裁判所跡施設）に移転。

平成 24 年度 組織改正により、4月より、子ども家庭支援センターは課に昇格。発達支援係を設置した。10 月より、健康推進課との共管事業として、こんにちは赤ちゃん事業を開始。12 月 25 日、総合的子育て支援拠点として子ども未来センター内に移転し、子ども総合相談受付を設置した。

平成 25 年度 こんにちは赤ちゃん事業は 3 月末をもって健康推進課単独事業となる。

平成 26 年度 6月より、市内保育園・幼稚園に通う年中児の保護者を対象に 5 歳児相談を開始。

平成 27 年度 組織改正に伴い、4月より、保育課で所管していたドリーム学園を子ども家庭支援センターに移管した。

平成 28 年度　立川市発達支援計画を策定。

＊児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）において、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、市区町村子ども家庭支援拠点の整備に努めることとされた。

平成 29 年度　市区町村子ども家庭支援拠点として位置付けた。

平成 30 年度　立川病院カルテ保管庫跡地に整備した駐車場と管理棟の供用開始。

令和　２年度　立川市第２次発達支援計画を策定。

令和　３年度　令和７年度に供用開始予定の「立川市子育て・健康複合施設（仮称)」整備のため担当主査を設置（令和６年度に子育て・健康複合施設整備担当係となる)。

令和　４年度　＊「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 66 号）において、市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

令和　６年度　子育て・健康複合施設は、正式名称「子育て支援・保健センター」、愛称「はぐくるりん」となる。２月 13 日竣工。

令和　７年度　組織改正に伴い、４月より、健康推進課で所管していた母子保健事業と子育て推進課で所管していた地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）を併合、児童発達支援事業とドリーム学園を新設の児童発達支援センターに移管し、子ども家庭センター（改正児童福祉法上のこども家庭センター）となる。

５月７日、子育て支援・保健センター内に移転（同施設には健康推進課、児童発達支援センター、教育支援課も移転)。

※母子保健事業の沿革については、「令和６年度版 立川市の保健衛生」を参照のこと

■ファミリー・サポート・センター　【根拠法：児童福祉法第 21 条の９第１号】

平成　６年度　国（当時：労働省）の「仕事と育児両立支援」事業として制度化。

平成 12 年度　６月、女性総合センター・アイム１階の子ども家庭支援センター内に設置。９月より援助活動を開始する。

平成 13 年度　労働省が厚生労働省となり、「仕事と家庭両立支援事業」となる。

平成 15 年度　＊次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）や少子化社会対策基本法（同年法律第 133 号）などが制定され、地域社会における子育て支援体制の一層の整備が求められるようになる。

平成 22 年度　５月に立川市錦町５－１-19（立川市簡易裁判所跡施設）に移転。

平成 24 年度　12 月 25 日、子ども未来センター内に移転。

令和　７年度　５月７日、子育て支援・保健センター内に移転。

（3）事業予算

事業名	主な実施内容	R7 当初予算（千円）	R6 当初予算（千円）
1. 子育て支援啓発事業	子育て応援ブックHiチーズの発行やブックスタート事業、対象者別おしゃべり会、子育て講座などを通して、子育て中の保護者に情報の提供や意識啓発を行う。	2,228	2,541
2. ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝ってほしい人と手伝える人が会員となり地域で子育てを支える制度(謝礼金700円(病気回復期や休日等は900円)/時間）の会員の登録、養成、活動のコーディネートを行う。	1,680	1,312
3. 子ども家庭総合相談事業	子育て家庭からの相談、児童虐待通告への対応や児童虐待の未然防止・早期発見、要支援家庭の支援、子ども支援ネットワークの調整等に取り組む。	3,231	3,392
4. 子どもショートステイ事業	保護者が入院や仕事、育児疲れなどにより一時的に養育困難となったとき、市内の児童養護施設で児童を預かり（原則３人/日、６泊/回）、宿泊、食事の提供、通園・通学の送迎を行う。対象２歳以上12歳以下1,200円/泊＋実費（免除制度あり）。	15,600	12,981
5. 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、専門的相談支援や育児家事援助を行うことで、養育環境の改善を図る。	504	504
6. ひとり親家庭等見守り支援事業	ひとり親家庭のうち保育園や幼稚園の利用がないなど、孤立傾向にある家庭の見守りを行う。該当家庭を住民基本台帳と関係課の絞り込みで抽出し、関係課職員が家庭訪問する。	31	31
7. 子育てひろば事業	乳幼児の保護者や子どもが相互に交流できる場を開設し、育児相談や情報提供、講座等を行う。また、他機関と連携し、課題を抱えた親子を支援する。	37,269	38,223
8. 育児支援ヘルパー事業	出産予定日 1 ヶ月前から出産後子どもが１歳(多胎児は２歳)までの妊産婦等に対し、訪問による育児・家事等の支援を行う。ヘルパー派遣は、２時間/回、６回（多胎児は25回）/人。500円/回（免除制度あり）。	2,718	2,718
9. 母子健康手帳交付事業	妊娠届を受理し、母子手帳を交付する。また、妊婦健康診査受診票等を交付する。妊婦を対象に面接を実施し、妊娠から出産、子育てに関する資料を提供するとともに、妊娠や出産に関する相談を通じて必要に応じて適切に支援する。	14,253	15,257
10. 母子保健関連事業	・生活保護世帯、市民税非課税世帯等の妊産婦と乳児に対し、母子栄養食品（粉ミルク等）を無償で支給する。 ・母子保健連絡協議会の運営、保健師等の専門職研修の実施	745	741
11. 妊婦健康診査事業	都制度に基づき 14 回分を妊婦健康診査公費負担する。妊婦健診受診票を確認し、必要に応じて適切に妊婦をフォローする。里帰り等により妊婦健診を受診した場合は償還払いにより費用の一部を助成する。	113,080	96,123
12. パパママ学級事業	助産師や保健師、心理士による講義等や沐浴体験を通じて栄養管理や分娩、妊娠・出産について学ぶ機会と参加者同士の交流の場を提供する。	617	565
13. 新生児等聴覚検査事業	委託医療機関において新生児等聴覚検査を実施し、3,000円を上限に検査料金を助成する。里帰り等で委託医療機関以外で検査を受けた場合は償還払いを行う。	3,895	3,893
14. こんにちは赤ちゃん事業	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、子育て支援情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、助言・相談を通し、必要に応じて適切に支援する。	6,666	6,603
15. 産後ケア事業	委託先の産科医療機関・助産院等において、産後の心身の休息や育児相談等の支援を実施する。宿泊型・日帰り型は産後４か月未満、訪問型は産後１年未満の母子が対象。合計７日間まで。	30,123	15,873

事業名	主な実施内容	R7 当初予算（千円）	R6 当初予算（千円）
16. ファーストバースデー・多胎児家庭支援事業	・１歳の誕生日を迎える子どもがいる家庭に育児パッケージ（６万円分の電子カタログギフト）を配布。 ・面接（０歳・１歳・２歳）を受けた多胎育児中の家庭にタクシー移動にも利用できる商品券（2.4 万円分×３回）を助成。	84,157	87,266
17. 妊婦等包括支援事業	すべての妊婦・子育て家庭を対象に、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する。令和６年度は「出産・子育て応援事業」として実施。	240,954	153,384
18. 特定不妊治療医療費助成事業	医療保険適用治療と併用した先進医療に係る費用を上限５万円で最高６回、自由診療に係る費用を上限５万円・回数無制限で助成する（年齢制限あり）。	4,510	5,250
19. 乳児・産婦健康診査事業	３～４か月児を対象に内科健診、身体測定、個別相談（保育、栄養、母乳）を実施する。あわせて産婦健診（問診、血圧）も実施する。	5,787	6,071
20. ６・９か月児健康診査事業	６～７か月児と９～10 か月児を対象に、委託医療機関で公費負担にて健診と保健指導を行う。	15,616	15,611
21. １歳６か月児健康診査事業	１歳６か月児を対象に内科健診、歯科健診、身体測定、眼科検査、個別相談（保育、栄養、心理、ブラッシング指導）を実施する。	9,859	9,881
22. ３歳児健康診査事業	３歳児を対象に内科健診、歯科健診、身体測定、眼科検査、尿検査、個別相談（保育、栄養、心理、ブラッシング指導）を実施する。	9,980	9,837
23. 乳幼児発達健康診査事業	乳幼児健診の結果などで、運動や発達が気になる乳幼児を対象に専門医による健診を実施する。	1,261	1,257
24. 親と子の健康相談事業	保健師、助産師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員による個別相談会を、子育て支援・保健センター、砂川学習館（建替中は上砂会館）、西砂学習館で実施する。	1,600	1,576
25. すこやか相談事業	乳幼児健診の結果などで、言葉の遅れや心理面で経過観察が必要とされた幼児と保護者を対象に、心理相談員による相談を実施する。	1,472	1,367
26. 離乳職準備教室	これから離乳食をはじめる幼児とその保護者を対象に離乳食開始の目安や進め方を伝える準備教室「らくらくゴックン」と、９か月以降の幼児とその保護者を対象に離乳食の目安量や調理方法を伝える後期教室「カミカミ教室」を実施する。	242	188
27. 妊婦歯科健康診査事業	妊婦を対象に、市内委託歯科医療機関で公費負担にて歯科健診、保健指導を行う。	3,016	3,018
28. 幼児歯科相談事業	２歳児と希望する４歳未満の幼児を対象に、歯科健康診査やブラッシング指導、フッ素塗布を行う「幼児歯科相談」と１歳から１歳２か月児と保護者（希望者）を対象に、講話とブラッシング指導を行う「親子はみがき教室 キラキラ☆歯育て」を実施。	4,777	4,749
29. 子育て支援・保健センター整備事業	子育て支援・保健センターへの移転及び開設に向けて、移転業務や不用品処理業務、開所式を行う	32,579	1,882,212
30. 子育て支援・保健センター管理運営事業	施設管理委託や電気・ガス・水道の契約など、子育て支援・保健センターの管理運営にかかる業務を実施する。	107,608	―
子ども家庭センター予算		756,058	2,382,424

※人事課人件費含む

※令和６年度は、№.１～６と№.８は子ども家庭支援センター、№.７は子育て推進課、 №.９～30 は健康推進課の予算。

Ⅱ-1．子ども家庭センター係

１．子育て支援啓発事業

（１）子育て情報の提供

①『子育て応援ブック　Hi（はい）　ちーず』の発行
令和７年２月　13,000 部（Ａ４判･84 頁）

②子ども家庭支援センター･パンフレット
3,000 部（Ａ４判･三つ折）

③子育て情報紙『ほほえみ』
8,025 部（年３回／指定管理者による発行）

④子育て支援情報局「いれたち･ねっと」の運営支援

（２）子育て講座

『子育て café』

１歳から３歳の子どもを子育て中の母親同士がグループになり、子育ての悩みや関心のあることを話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学びました。

開催時期	講師	延べ参加人数	会場
R6. 9. 12～12. 5 （全８回）	市職員	21 人	柴崎学習館

『ペアレントプログラム』

「ペアレントプログラム」とは、行動療法の一つである「ペアレントトレーニング」と、厚生労働省推進の「ペアレント・プログラム」をもとに生まれたプログラムです。子どもの行動への見方を変えることで、家族とより良いコミュニケーションがとれるようロールプレイなどを通して学びました。

開催時期	講師	延べ参加人数	会場
R6. 9. 12～12. 12 （全７回）	キラリっ子ファミリーカフェ 代表　中村ひとみ　氏	58 人 （実人数 10 人）	子ども未来 センター

（３）ブックスタート事業

「ブックスタート」は、赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい時間と心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。３～４か月児健康診査の会場で、市民ボランティアの方が絵本セットをお渡しするとともに、絵本の読み聞かせと、市の子育て支援情報をお伝えしてい

ます（開始は平成 19 年 8 月）。

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	10 回	32 回	24 回	24 回	24 回
健診予定者数	1,322 人	1,224 人	1,178 人	1,143 人	1,136
配布数	1,228 人	1,186 人	1,141 人	1,113 人	1,116

（４）子育て支援団体等との共催事業

＊（ ）内は参加人数のうち子どもの人数

実施日	事　　業　　名	共催者	参加人数	会　　場
R6.7.13（土）	性教育講座	子育て･いれかわり たちかわり 実行委員会	12　(6)	子ども未来センター
R6.7.28（日）	保育フェスタ		220(120)	昭和記念公園
R6.9.5（木）	おしゃべりカフェ		12　(6)	アダムス オーサムパイ
R6.10.13（日）	お弁当の日		75 (27)	柴崎学習館
R6.11.24（日）	いれたちフェス		375	子ども未来センター
R6.9 月～ R7.3 月	産前産後シェア企画		102	オンライン
R7.3.1（土）	いれたち交流会「わ！わ！わ！たちかわ」		39 (10)	RISURU ホール

（５）子育てサークルの登録

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
登録団体数	18	25	5	10	17
うち新規登録	3	4	2	5	7

（６）おしゃべり会の開催

		Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
多胎児（毎月原則第 4 土曜日）	実施回数（回）	7	11	13	12	12
	延べ参加家庭数（組）	18	28	43	36	29
	延べ参加者数（人）	45	61	146	105	94
たんぽぽ(発達)（毎月原則第 3 火曜日）	実施回数（回）	8	12	12	12	12
	延べ参加家庭数（組）	87	140	173	147	116
	延べ参加者数（人）	91	149	182	157	129
ひとり親（毎月原則第 3 土曜日）	実施回数（回）	9	12	12	12	12
	延べ参加家庭数（組）	62	111	92	49	65
	延べ参加者数（人）	104	176	149	74	82

（７）多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者と交流会（おしゃべり会）を実施しました（実績は「（６）おしゃべり会の開催」）。なお、「多胎ピアサポーター養成講習会」は、参加者少数のため、中止しました。

（８）子ども総合相談受付

子ども自身からの相談を受けるとともに、保護者の方が、子どものことで、どこに相談してよいかわからない場合にお問い合わせいただく窓口です。専門の担当者が電話や窓口等にてご相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うほか、必要な場合には、発達相談や教育相談などの専門の相談窓口につなぎます。

また、出張相談として担当者が子育てひろばに出向き、来場者のお話をお伺いしたり、「子ども総合相談受付」の周知を図っています。

①　年度別相談件数

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
相談件数	281	274	251	301	185
出張相談	0	3	0	0	0
電話	219	213	202	258	149
窓口等	62	58	49	43	36
相談件数（延数）	382	461	379	455	286
出張相談回数	0	7	12	12	12

②　令和６年度相談内容

区　　分		件数
子育て	授乳・食事・排泄睡眠等	17
	育児不安・イヤイヤ期等	16
	反抗期等	7
子どもの発達		39
保育・教育施設	保育園・幼稚園	25
	教育・学校生活・転学	18
	行き渋り・不登校・ひきこもり	17
	いじめ	0
家庭・親族	家庭生活	87
	虐待	0
	親の病気・夫婦関係等	12
医療福祉	医療	8
	福祉サービス	0
案内・情報提供		21
苦情		4
その他		15
合　計		286

2．ファミリー・サポート・センター事業

（1）会員登録人数

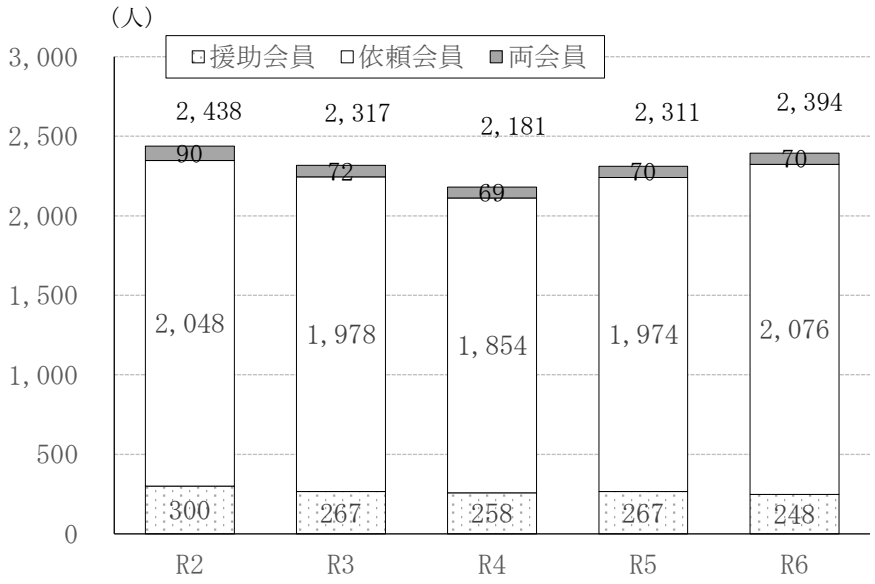

＊依頼会員：市内在住の「小学校卒業までの子どもを持つ方、妊婦の方

＊援助会員：市内在住で援助会員養成講習会を修了した方

＊入会後、1年ごとに登録内容を確認し、５年以内に会員登録の更新手続きを行っている。

（2）依頼件数及び活動件数

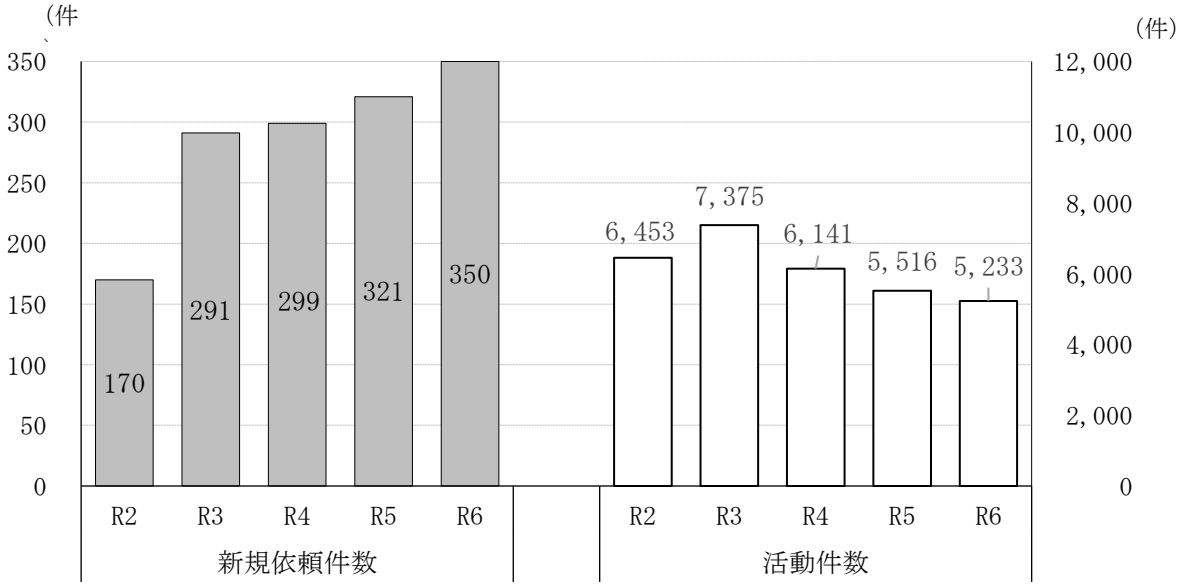

（3）事業説明会（年２回開催）

回	日　　程	参加人数	内　容
①	R6.5.8（水）	10	事業説明（センターの仕組みや活動の様子など）
②	R6.12.10（火）	9	
	計	19	

（４）援助会員養成講習会（年２期開催）

期	日　　程	参加人数	修了人数	保育数
①	R6.6.17～28（全４回）	13	7	0
②	R7.1.20～31（全４回）	10	3	0
合　　計		23	10	0

（５）依頼会員の新規入会人数

入会方法	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
通常窓口	169	215	195	185	171
出張入会	14	24	40	44	34
訪問入会	0	0	5	3	3
郵送	25	22	17	23	29
合　　計	208	261	257	255	237

※出張入会受付は、こぶし会館・なかすな子育てひろば・森の子こども園・西立川児童会館・西砂学習館・こんぴら橋会館で実施。

（６）活動状況（回）

1.総活動回数			5,233
	活動回数内訳	①　保育所、幼稚園の登園前の預かりと送り	469
		②　保育所、幼稚園の送り	370
		③　保育所、幼稚園の迎え	504
		④　保育所、幼稚園の終了後の預かり	364
		⑤　学童の送り（学校・学童保育）	67
		⑥　学童の迎え（学校・学童保育）	90
		⑦　学童終了後の援助	108
		⑧　子どもの病気回復期の援助	4
		⑨　子どもの習い事等の場合の援助	476
		⑩　保育所、学校等休み時の援助	508
		⑪　保護者の短期間、臨時的就労の場合の援助	222
		⑫　保護者の求職活動中の援助	1
		⑬　保護者等の冠婚葬祭による外出や他の子どもの学校行事の場合の援助	1
		⑭　保護者等の外出の場合の援助	176
		⑮　保護者等の病気、その他急用の場合の援助	15
		⑯　保育所、幼稚園の迎えと帰宅後の預かり	169
		⑰　学童の迎えと帰宅後の援助（学校・学童保育）	134
		⑱　学童の朝の預かりと送り（学校・学童保育）	44
		⑲　障害をもつ児童への援助	1,274
		⑳　その他の援助	237
2.依頼会員のキャンセル回数（当日キャンセル分）			104

（7）フォロー研修

実施日	内容	講師	参加人数	会場
R6.9.27（金）	赤ちゃん・子どもの事故と応急手当	NPO 法人シーボウル海の教室 中村智子氏	8	子ども未来センター
R7.2.26（水）	助産師が伝えたい命のおはなし	助産師　小林由記江氏 助産師　柚木円香氏	16	子ども未来センター

（8）会報「子育て enjoy」、「輝く enjoy」の発行

① 子育て enjoy ： 全会員向け会報

	発行部数	内容
ＶＯＬ．48 （R6.8 月発行）	2,500 部	会員へのインタビュー 等
ＶＯＬ．49 （R7.1 月発行）	2,500 部	立川市ファミリー・サポート・センター感謝状贈呈式 等

② 輝く enjoy ： 援助会員向け会報

	発行部数	内容
ＶＯＬ．12 （R6.8 月発行）	340 部	フォロー研修及び茶話会の案内 等
ＶＯＬ．13 （R7.1 月発行）	340 部	子育て支援・保健センターへの移転の案内 等

（9）感謝状贈呈式

実施日	内容	表彰者	会　場
R6.12.2（月）	援助会員として功績があった方及び他の援助会員の模範となる方を表彰	3	市長室

Ⅱ-2. 子ども家庭相談係

（1）子ども家庭相談

子どものことや家庭での悩みについて、専門の職員が電話や窓口での相談のほか、必要に応じて家庭を訪問して対応しています。また、関係機関や市民からの児童虐待通告があった場合には、子どもの安全を第一に考えて現認を行うとともに、保護者への助言や子育てに対する悩みに寄り添い、必要な支援につなげます。

① 年度別相談件数

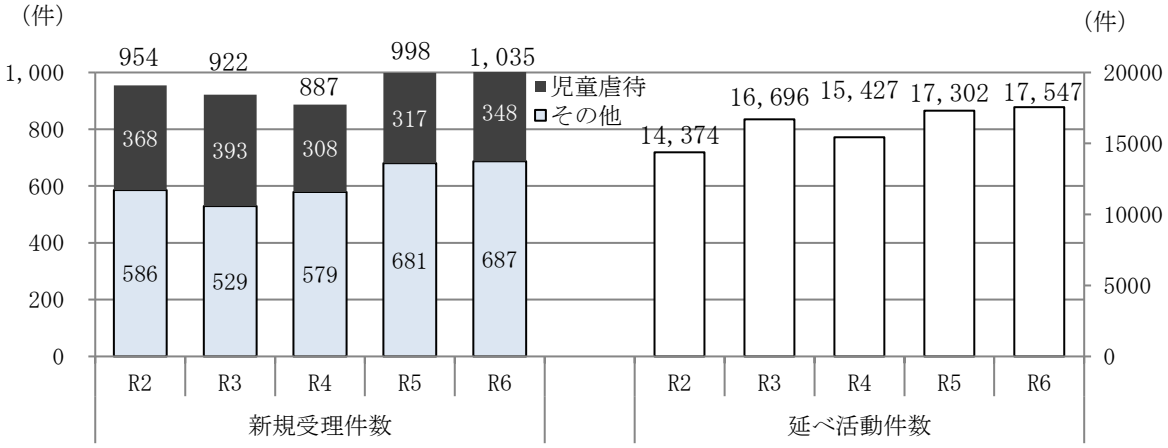

② 相談内容

区　　分		新規受理件数
養護相談	児童虐待相談	348
	その他の相談	572
保健相談		7
障害相談	肢体不自由相談	13
	視聴覚相談	
	言語発達障害等相談	
	重症心身障害者相談	
	知的障害相談	
	発達障害相談	
非行相談	ぐ犯行為等相談	0
	触法行為等相談	
育成相談	性格行動相談	95
	不登校相談	
	適性相談	
	育児・しつけ相談	
その他の相談		0
合　計		1,035

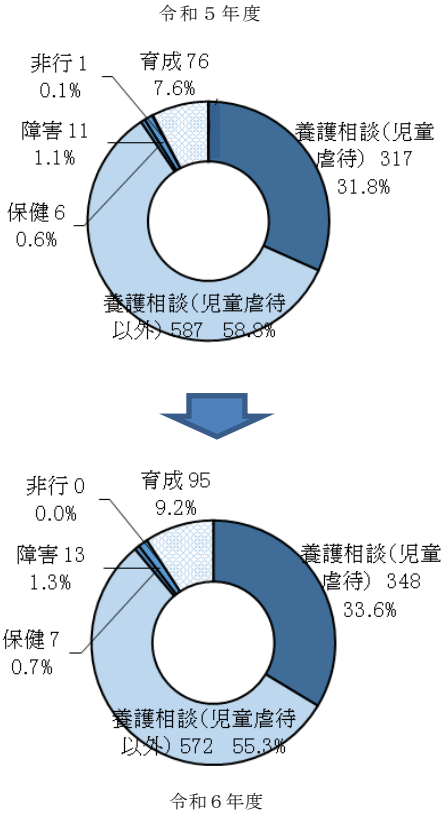

（2）SKB たちかわ（Mother and Child Group）

「子育てがうまくいかない」「言うことを聞かない子どもにイライラ」など、叱り過ぎていることが気になっているママの集まりです。誰にも話せない悩みやイライラを仲間と語り合うことで、孤立感や不安の軽減につなげます。声かけや助言を行う臨床心理士が同席します。

開催日	講　　師	参加人数	保育数	会　　場
毎月平日１回と土曜日１回 （いずれも８月を除く）	小野 良子氏 （臨床心理士）	平　日　　6	0	女性総合センターアイム
		土曜日　　9	3	子ども未来センター

（開催中止を含む）

（3）子どもショートステイ事業

保護者の方が病気、出産、入院などで子どもの養育ができない時、市内の児童養護施設でお子さんを短期間お預かりしています。入所中は、食事や身の回りのこと、通園・通学のお世話をします。

・対象年齢：２歳以上 12 歳以下　　・利用期間：原則１泊から６泊まで

・費用：１日 1,200 円の利用料及び食費などの実費（免除制度あり）

	Ｒ２年度		Ｒ３年度		Ｒ４年度		Ｒ５年度		Ｒ６年度	
区分	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
疾病	6	13	10	27	3	13	1	7	4	11
育児疲れ	121	326	135	327	147	343	102	251	146	319
出産	1	8	8	38	2	5	0	0	5	13
仕事	48	100	64	126	89	183	97	202	127	317
その他事由	13	31	8	22	6	16	10	24	21	32
合計	189	478	225	540	247	560	210	484	303	692

（4）ファミリーフレンド事業

ファミリーフレンド（傾聴ボランティア）が無償で家庭を訪問し、子育て中のちょっとした相談を聞いたり応じたりしています。

・対象年齢：０歳から 18 歳までの子どもがいる家庭、妊婦のいる家庭

・利用期間：基本は６回以内　　・費用：無料

・事業協力：市民型ソーシャルワーカーほっとほっとたちかわ

＊平成 20 年２月にパートナーシップ協定を締結

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
利用件数	2	3	4	6	5
訪問回数	6	7	17	11	6

（５）子ども支援ネットワーク（立川市要保護児童対策地域協議会）

立川市子ども支援ネットワークは児童福祉法第６条の３に規定されている、要保護児童の適切な保護・支援等を行うための子どもに関する機関等で構成される要保護児童対策協議会として、平成 18 年８月１日に設置されました。

①　活動状況（実施回数）

	代表者会議	実務者会議	ブロック会議	ケース会議
Ｒ２年度	1	6	28	90
Ｒ３年度	1	6	29	96
Ｒ４年度	1	6	35	56
Ｒ５年度	1	6	35	75
Ｒ６年度	1	6	35	107

（６）養育支援訪問事業

①　訪問件数

	実世帯数	訪問回数	電話相談
Ｒ２年度	106	329	606
Ｒ３年度	80	173	1,032
Ｒ４年度	105	219	556
Ｒ５年度	110	190	1,754
Ｒ６年度	80	183	2,108

※令和２年度～５年度は新型コロナウイルス感染症拡大の為、自宅訪問と電話相談の件数となっています。

②育児・家事援助利用状況

	利用家庭数	派遣日数
Ｒ２年度	10	103
Ｒ３年度	6	39
Ｒ４年度	2	60
Ｒ５年度	3	43
Ｒ６年度	4	60

（７）ひとり親家庭等見守り支援事業

未就学児のいるひとり親世帯について、４か月に１回調査を行い、保育園や幼稚園等所属がなく、市役所の手続きや健診、予防接種、医療機関の受診等が確認できない世帯について、電話や訪問等をして、安否を確認しています。お会いした際には子育て情報や市の相談機関等のご案内をし、子育ての孤立化を防ぎます。

	未就学児のいるひとり親世帯	訪問調査対象件数
Ｒ２年度	―	66
Ｒ３年度	957	27
Ｒ４年度	932	51
Ｒ５年度	883	41
Ｒ６年度	884	21

Ⅱ-３．子育てひろば係

（１）令和６年度 子育てひろば利用状況

施設名		場所	開設日数	利用者数			相談件数
				総数	大人	子ども	
○	ふじみ子育てひろば	富士見児童館内	233	3,006	1,450	1,556	343
○	にしき子育てひろば	錦児童館内	233	4,369	2,000	2,369	189
○	はごろも子育てひろば	羽衣児童館内	231	2,860	1,310	1,550	234
○	たかまつ子育てひろば	高松児童館内	181	3,402	1,636	1,766	356
○	わかば子育てひろば	若葉児童館内	231	2,912	1,316	1,596	199
○	かみすな子育てひろば	上砂児童館内	232	6,109	2,904	3,205	377
○	にしすな子育てひろば	西砂児童館内	192	3,265	1,538	1,727	567
◎	なかすな子育てひろば	中砂保育園内	241	3,405	1,578	1,827	112
◎	なないろ子育てひろば	女性総合センター内	231	6,918	3,426	3,492	306
◎	ひまわり子育てひろば	砂川学習館内（休所）	0	0	0	0	0
○	くるりん子育てひろば	子ども未来センター内	256	14,117	7,114	7,003	609
◎	にじっこ子育てひろば	西砂学習館内	219	6,548	3,154	3,394	264
□	にこにこ子育てひろば	たかのみち保育園内	231	2,926	1,413	1,513	278
□	しばさきのいえ子育てひろば	柴崎町４－１－14	231	3,734	1,815	1,919	190
出張・出前ひろば	曙福祉会館出張	曙福祉会館	47	900	423	477	110
	こぶし会館出張	こぶし会館	95	3,173	1,495	1,678	98
	中里公会堂出前	中里公会堂	28	219	103	116	13
	天王橋会館出前	天王橋会館	18	162	76	86	12
	西立川児童会館出前	西立川児童会館	95	913	461	452	138
	森の子こども園出前	森の子こども園	42	597	289	308	27
	こんぴら橋会館出前	こんぴら橋会館	42	645	304	341	42
計			3,309	70,180	33,805	36,375	4,464

※　◎：直営　○：指定管理　□：民間委託

※　砂川学習館建替えに伴い、ひまわり子育てひろばは休所し、代替として出張・出前ひろば（こぶし会館出張、こんぴら橋会館出前）を令和５年度に２か所新設した。中里公会堂改修工事に伴い、出前ひろばの会場を令和６年 10 月 15 日より天王橋会館に移行した。

（２）子育てひろば活動状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
常設子育てひろば数	14	14	14	13	13
出張子育てひろば数	1	1	1	2	2
出前子育てひろば数	4	5	4	4	5
開設日数	2,617	3,310	3,387	3,309	3,309
利用者数	46,947	63,265	64,433	68,349	70,180
大人	22,127	29,574	30,507	32,489	33,805
子ども	24,820	33,691	33,196	35,860	36,375
相談受付数	2,646	3,158	3,196	35,860	4,464
講座開催回数	129	153	201	195	202
うち直営ひろば開催回数	29	42	43	28	29
うち育児参加促進講座	－	3	4	5	4
巡回訪問回数	81	106	109	84	84
巡回相談件数	354	471	406	601	644

Ⅱ-４．保健指導係

（１）育児支援ヘルパー事業

市内在住の妊産婦等を対象にヘルパーを派遣し、育児･家事･相談･助言を行います。

・対象者：出産予定日１か月前から出産後１年以内の妊産婦等（多胎の場合は２年以内）

・派遣回数：乳児１人につき６回まで、多胎児は年 25 回まで（１回あたり２時間以内）

・費用：１回 500 円（免除制度あり）

・援助内容：日常的な育児、家事、買い物、沐浴や授乳の補助等

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
利用人数	78	129	129	128	124
利用回数	188	432	407	396	370
フォロー件数	7	5	9	8	9
委託事業者数	4	5	4	5	4

（２）保健師地区活動

保健師が、地域において効果的な保健活動が行えるよう、地区担当制により、20 歳未満の若年、多胎妊娠等の妊産婦、低出生体重児を中心とした訪問保健指導を実施しています。

①　家庭訪問実績

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
妊産婦	実数	327	361	347	391	276
	延数	433	441	420	461	311
乳児	実数	335	351	336	382	300
	延数	459	437	413	445	340
幼児	実数	86	81	37	52	50
	延数	128	117	65	76	79

※乳児は満１歳未満、幼児は満１歳から小学校就学前までの子どもです。

Ⅱ-５．こんにちは赤ちゃん係

（１）母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、母と子の健康診査の結果や健康状態、予防接種、疾病歴等を記載しておくもので、母と子の健康の保持を図ることを目的として妊娠を届け出た方に交付します。

① 事業の経過

平成 ４年度 母子健康手帳交付事業が東京都から市に移管される。
市民課・砂川支所・東部連絡所・西部連絡所にて交付。

平成 ５年度 健康課にて交付を始める。

平成 ７年度 富士見連絡所にて交付を始める。

平成 ８年度 立川駅連絡所（平成 15 年度より窓口サービスセンター）にて交付を始める。

平成 22 年度 錦連絡所（平成 26 年１月より子ども家庭支援センター）にて交付を始める。

令和 ５年度 多胎妊娠の妊婦に対し、妊娠・出産の初期サポートとして、「ふたご手帖」の配布を開始。10 月より「たちかわ母子手帳アプリ」の配信を開始。

② 交付状況

		Ｒ２年度		Ｒ３年度		Ｒ４年度		Ｒ５年度		Ｒ６年度	
妊娠届出者数		1,255		1,224		1,198		1,167		1,151	
妊娠週数	満 11 週以内	1,198		1,169		1,140		1,121		1,110	
	満 12～19 週	42		44		50		33		26	
	満 20～27 週	6		4		2		9		5	
	満 28 週以上	7		4		4		2		3	
	分娩後	－		1		0		2		4	
	不詳	2		2		2		0		3	
交付場所	健康会館	642	51.2%	605	49.4%	631	52.7%	498	42.7%	368	32.0%
	本庁舎	264	21.0%	265	21.7%	246	20.5%	283	24.3%	368	32.0%
	窓口サービスセンター	295	23.5%	306	25.0%	278	23.2%	339	29.0%	360	31.3%
	連絡所	33	2.6%	28	2.3%	26	2.2%	23	2.0%	33	2.9%
	子ども家庭支援センター	21	1.7%	20	1.6%	17	1.4%	24	2.1%	22	1.9%
再交付･その他		32		23		30		26		42	
交付総数		1,287		1,247		1,228		1,193		1,193	

③　令和６年度年齢別交付状況

	総数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
妊娠届出者数	1,151	10	64	308	425	272	72
妊娠歴なし	583	10	53	209	186	100	25
妊娠歴あり	568	0	11	99	239	172	47

④　妊婦転入届出数

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
妊婦転入届出数	123	107	110	123	134

※妊婦転入届出数とは、既に他自治体で妊娠届出を行った妊婦で、改めて本市へ転入妊婦届出を行った妊婦。母子保健事業報告等において報告対象外の数値。

⑤　電子母子手帳

	Ｒ５年度	Ｒ６年度
登録者数	1,031	1,797
閲覧数	24,383	17,032

※各年度末の状況

（２）妊婦サポート面接

妊娠届出時等に安心して妊娠し出産できるよう、妊娠の届出をされたすべての妊婦さんに保健師・助産師による相談や子育てサービスの紹介を行っています。

①　事業の経過

平成 28 年度　健康推進課で妊娠を届け出た妊婦に、保健師・助産師が子育て情報の提供・相談を実施。

平成 30 年度　子ども・子育て支援法に基づき、すべての妊婦を対象とした「妊婦サポート面接」を健康会館で始める。砂川学習館、西砂学習館で親と子の健康相談を開催時に妊婦面接も実施。

令和　２年度　とうきょうママパパ応援事業を踏まえ、妊娠届出時等に「妊婦サポート面接」を受けた妊婦を対象に育児パッケージの配布を開始。令和２年度に限り新型コロナウイルス感染症予防対策として、衛生資材の購入やタクシー移動等に利用できる Suica を追加育児パッケージとして配布。

令和　４年度　令和５年２月よりオンライン面接を始める。同じく２月より、国の出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援（妊娠８か月アンケート、妊娠８か月面接）と経済的支援（電子カタログギフト配布）を始める。

令和　７年度　制度改正により、伴走型相談支援は児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業、経済的支援は子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付（原則、現金）となる。

② 初回妊婦サポート面接実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
面接対象者数	1,378	1,331	1,308	1,290	1,285
面接総数	1,355 (180)	1,038 (92)	1,148 (101)	1,110 (99)	1,175 (115)
オンライン面接数	－	－	1	10	17
面接率（%）	98.3	78.0	87.8	86.1	91.4

※面接対象者数は、当該年度に本市で妊娠届出を行った者および妊婦転入届出者の合計数
※面接総数は当該年度内に面接を受けた人数。（ ）内は転入者数

③ 妊娠８か月アンケート・妊娠８か月面接実施状況

	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
対象者数	109	904	923
アンケート回答数	69	609	681
面接総数	3	9	7
面接率（%）	2.8	1.0	0.8

※令和４年度の２月より開始。

（３）母子栄養食品の支給

生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ課税世帯の妊産婦と乳幼児に対し、十分な栄養が摂取できるよう、申請に基づき粉ミルクの支給を行っています。

・対 象 者：生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ課税世帯
・実施内容：妊産婦　出産前６か月間と出産後３か月間、粉ミルクを月 648g 支給
　　乳幼児　出生後４か月目から９か月間、粉ミルクを月 1,600g 支給
・委託機関：ナンコードー、みたけ薬品（令和２年７月まで）

① 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実世帯数	26	25	25	24	18
延支給人数合計	113	123	85	87	72
妊産婦	24	31	8	14	15
乳児	89	92	77	73	57

（４）妊婦健康診査

妊婦の健康管理を支援して、妊婦の死亡率の低下、流産・早産等の防止を図ることを目的として、妊婦健康診査を 14 回（多胎妊婦は 19 回）まで公費負担します。妊娠届出時に配布する

「母と子の保健バッグ」に受診票を同封しています。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された妊婦健康診査及び妊婦超音波検査を始める。

平成 20 年度　妊婦健康診査の回数を２回から５回に変更する。

平成 21 年度　婦健康診査の回数を５回から 14 回に変更する。
里帰り出産等妊婦健康診査受診費用助成を始める。

平成 28 年度　ＨＩＶ抗体検査、子宮頸がん検診を公費負担の対象とする。また、妊婦超音波検査について、35 歳以上を助成対象としていた年齢制限を撤廃する。

平成 30 年度　Ｃ型肝炎抗体検査の公費負担対象時期を妊婦健診 14 回のうちの２回目以降から１回目に変更する。

令和 ５年度　超音波検査の公費負担対象の回数を１回から４回に変更する。また、多胎を出生した産婦に対し、妊娠健康診査について 15 回以上受診した場合、最大５回分の助成を始める。

② 実施内容

１回目　問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、血液検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体、梅毒、B 型肝炎（HBs 抗原）、C 型肝炎、風疹抗体値

２回目　問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導
〜　▼以下は、週数等に応じて選択式で１項目
14 回目　クラミジア抗原検査、経腟超音波検査、HTLV-１抗体、貧血、血糖、B 型溶連菌、NST（ノン・ストレス・テスト）

③ 実施状況

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
妊娠前期（１回目）	対象者数	1,378	1,331	1,308	1,290	1,285
	受診者数	1,232	1,170	1,154	1,111	1,116
	受診率（%）	89.4	87.9	88.2	86.1	86.9
妊娠後期（２回目以降）	対象者数	1,378	1,331	1,308	1,290	1,285
	受診者数(延)	12,792	12,653	12,399	11,957	12,011
超音波検査	受診者数	1,120	1,245	1,101	2,600	3,990
子宮頸がん検診	受診者数	1,218	1,174	1,135	1,085	1,105

※超音波検査は、令和５年度から４回までとなったので受診者数は延べ人数とする。

④ 実施状況（里帰り出産）

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
里帰り出産	受診者数	199	156	146	137	131
	受診者数(延)	1,114	878	800	732	672

（５）妊婦精密健康診査

妊婦健康診査や妊婦超音波検査の結果、診断の確定のために精密検査が必要であると医師が判断した妊婦に対して、申請により受診票を交付し、委託した都内専門医療機関において、精密検査を実施しています。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された妊婦精密健康診査を始める。

② 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
妊婦	0	0	0	0	0

（６）妊産婦・乳幼児保健指導

経済的理由により、診察や検査をはじめ、その結果必要な療養の指導、疾病の予防又は健康増進に必要な保健上の注意・助言などの保健指導を受けがたい妊産婦・乳幼児に対し、委託医療機関において保健指導を実施しています。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された妊産婦・乳幼児保健指導を始める。

② 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
妊婦	1	5	0	1	2
産婦	6	7	8	4	7
乳幼児	7	7	6	7	7
合計	14	19	14	12	16

（７）パパママ学級

妊婦とその家族を対象として、安心して出産できるよう仲間づくりや自主的な妊娠管理の意識を高めることを目的として、助産師・保健師の講義、歯の衛生指導、妊婦体操、栄養指導、分娩の経過と呼吸法の指導を行っています。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された母親学級（母性科・育児科）を始める。母性科の最終日（土曜日に設定）には、両親学級として、父親も参加して沐浴実習等を実施する。

平成 14 年度　母性科の最終日に行っていた両親学級を、単独で土曜日に実施する。

平成 26 年度　母性科の母親学級を父母参加可能な内容に変更、全学級に父母参加可能となり、講座名もパパママ学級に改める。

平成 30 年度　平成 29 年度に開催した事業のアンケート結果や申込状況等を踏まえて、土曜日の参加希望に対応するため、平日２日間を含む４回コースを６期から５期に１期分削減し、その代替として土曜日半日コースを３期から８期に５期分増加させる。さらに定数をいずれのコースも 22 組（44 名）とする（29 年度までは定数 16 組）。

平成 31 年度　平日４回コースおよび土曜日半日コースの定数を 24 組（48 名）に拡大。
３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため教室を実施せず。

令和 ２年度　アンケート結果や近隣市の状況を踏まえ、コース制をやめ、歯科・栄養クラス、講座クラス、沐浴・交流会クラス、沐浴・講座クラスに再構築して分割実施とする（定員：１クラス 16 組 32 名）。

令和 ３年度　４コースを単発の講座とし、希望の講座を受講できるようにする。

令和 ６年度　歯科・栄養クラスの週数制限をなくし、各回の定員を 16 組から 18 組に拡大。

令和 ７年度　沐浴・交流クラスを新設する（年４回）。

② 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	18	22	22	22	22
参加者数（延）	407	510	535	539	654
参加者数（実）	353	363	364	380	452

※令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、歯科・栄養クラス、沐浴・講座クラスの第１期を中止、沐浴・交流会クラスを当面休止とした。

③ 令和６年度実施内容

内容	講師	回数	参加者数			
① 歯科・栄養クラス ② 出産・産後クラス ③ 沐浴・産後クラス（午前） ④ 沐浴・産後クラス（午後）	助産師 保健師 管理栄養士 歯科衛生士	22	延	654	パパ	303
					ママ	351
			実	452	パパ	223
					ママ	229

（８）こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

出産や育児に対しての不安を解消し、安心して出産・育児に臨めるよう支援することを目的として、保健師や助産師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての相談や立川市の子育て支援事業の説明を行っています。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された妊産婦・新生児訪問指導（生後 28 日未満）を始める。

平成 24 年度　こんにちは赤ちゃん訪問（対象：生後４か月未満のすべての赤ちゃんがいる家庭）を 10 月から子ども家庭支援センターと共同で始める。

平成 26 年度　健康推進課で事業を一元化して実施する。

平成 29 年度　新たにこんにちは赤ちゃん情報誌を発行し、訪問時に手渡しした。訪問時に一部の産婦を対象に EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を試行実施する。

平成 31 年度　EPDS を全面実施する。

令和 ４年度　令和５年２月より国の出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援と経済的支援（くるりんギフト配布）を始める。

令和 ７年度　制度改正により、伴走型相談支援は児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業、経済的支援は子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付（原則、現金）となる。

② 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
出生数	1,220	1,223	1,147	1,126	1,088
赤ちゃん連絡票受理数	1,274	1,243	1,157	1,148	1,116
訪問実人員	1,170	1,144	1,153	1,209	1,111
訪問延人員	1,246	1,213	1,199	1,226	1,126
双子　延組数	8	19	9	10	6
（再掲）28 日未満実人員	224	179	147	204	200
（再掲）28 日未満延人員	241	181	150	206	205
（再掲）里帰り延人員	23	16	15	20	14
訪問率（%）	95.9	93.5	100.5	107.4	102.1

※訪問率は、当該年度内の訪問実人員/出生数。訪問は、生後４か月までに実施し、出生の翌年度に実施する場合があるため、訪問率が 100%を超えることがある。

（９）産後ケア

産後の体調を整え、安心して育児ができるように、委託先の産科病院等や産婦の利用者宅で心身のケアや育児支援を行います。宿泊型、日帰り型、訪問型の３つのケアプランがあります。

① 事業の経過

令和 ２年度　家族などから援助を受けられない、体調不良や育児不安のある、産後４か月未満の母子を対象に、市内の委託医療機関等（２医療機関）において宿泊型と日帰り型を始める。

令和 ４年度　委託医療機関等が２医療機関・１助産院に増える。

令和 ５年度　委託医療機関等が４医療機関・１助産院に増える。

令和 ６年度　委託医療機関等が４医療機関・２助産院に増える。
すべての産後１年以内の母子を対象とした訪問型を始める。

令和 ７年度　委託医療機関等が６医療機関（４月１増・９月１増）・２助産院（うち休止１）に増える。

② 利用方法（令和７年４月現在）

	宿泊型	日帰り型	訪問型
利用条件	家族からの支援を受けられない立川市民の母子	家族からの支援を受けられない立川市民の母子	立川市民の母子
利用期間	産後４か月未満	産後４か月未満	産後１年未満
利用料金	１泊２日：3,500 円 （延泊 2,000 円/泊）	１回：1,000 円	１回：500 円
利用時間	原則、初日午前 10 時から最終日午後４時まで	午前10時から午後４時まで	１回２時間まで

※利用回数は合計７回まで（１日１回）。

※住民税非課税世帯、被保護世帯は利用者負担額の減免あり。多胎児加算あり（委託料の増額、利用者負担額の増は少額となるよう設定）。

③ 委託機関（令和７年９月現在）

	開始年度	宿泊型	日帰り型	訪問型	備考
井上レディースクリニック（富士見町）	Ｒ２	○	○	×	
永井産婦人科病院（幸町）	Ｒ２	○	○	×	宿泊型利用は産後 31 日未満 他院出産の場合は退院日当日不可
ロビンの空クリニック（高松町）	Ｒ５	○	○	×	
立川相互病院（緑町）	Ｒ５	○	×	×	利用は産後１か月未満 他院出産での利用不可
立川共済病院（錦町）	Ｒ７	○	○	×	令和７年９月から開始
武蔵村山病院（市外）	Ｒ７	○	○	×	宿泊型は産後８週未満まで 他院出産での宿泊利用は日帰り型を利用後
まんまる助産院（若葉町）	Ｒ４	○	○	○	休止中
ＨＯＰＥ助産院（錦町）	Ｒ６	×	○	○	

④　実施状況

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
出生数		1,220	1,223	1,147	1,126	1,088
申請者数		69	160	204	218	455
利用者数		38	110	112	244	550
延利用日数		119	270	315	657	1,141
内訳	宿泊型	111	202	290	523	741
	日帰り型	8	68	25	134	311
	訪問型	－	－	－	－	89
継続支援の件数		10	22	24	73	110

（10）ファーストバースデーサポート

１歳を迎える子どもを育てる家庭を対象に、育児状況を確認するため子育てに関するアンケートを郵送、アンケートに回答をした家庭に育児パッケージを配付するとともに、必要に応じて支援を行います。

①　事業の経過

令和 ２年度　とうきょうママパパ応援事業の任意事業であるファーストバースデーサポート事業を始める。育児パッケージとして「Suica」１万円分を配付。

令和 ４年度　育児パッケージとして「こども商品券」１万円分を配付。

令和 ６年度　とうきょうママパパ応援事業補助金の補助額増にともない育児パッケージとして「電子カタログギフト」６万円分を配付（令和５年４月１日以降の出生児）。

②　実施状況

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
対象者数		1,491	1,291	1,170	1,194	1,064
アンケート返送数		1,273	1,181	1,069	1,096	964
アンケート返送率（%）		85.4	91.5	91.4	91.8	90.6
フォロー件数（実人数）		224	286	290	205	24
内訳	電話フォロー	66	171	203	144	24
	健診フォロー	84	105	77	51	0
	地区担当フォロー	74	37	41	29	0

※令和３年度より電話フォローの複数相談は重複して計上。

※令和５年度より４月から３月までの実績に伴う実施数等を計上。

（11）多胎児家庭支援（移動経費補助）

３歳未満の多胎育児中の家庭を対象に、育児状況を把握するため年１回の保健師や助産師が訪問等での面接を実施。面接を受けた家庭には、乳幼児健診や予防接種などの母子保健事業を利用する際にタクシー移動で利用できる商品券を支給しています（０歳･１歳･２歳の面接時に24,000 円分ずつ)。

①　事業の経過

令和 ２年度　とうきょうママパパ応援事業の任意事業である多胎児家庭支援（移動経費補助）事業を始める。タクシーの支払いに利用可能な「こども商品券」２万４千円分を配付。

②　実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
対象世帯数	53	61	46	37	26
申請世帯数	40	62	40	41	22
申請率（%）	75.5	98.4	87.0	110.8	84.6
面接場所（自宅）	23	21	14	11	8
（健康会館）	17	41	26	30	14

（12）妊婦等包括支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援、妊婦のための支援給付による経済的支援を一体として実施します。伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠８か月前後、出生後からこんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）までの間に面談・アンケート等を実施し必要な支援を行います。経済的支援として、妊娠届出時（５万円分）と妊娠８か月頃（胎児の数×５万円分）の２回に分け、面談やアンケートに回答した方に現金（または電子カタログギフト）を支給します。

①　事業の経過

令和 ５年度　国の補助事業である出産・子育て応援交付金事業に基づき「出産・子育て応援事業」として事業開始（令和４年度に遡って適用)。伴走型相談支援を実施するとともに、経済的支援として、妊婦面接後に出産応援ギフト５万円相当、こんにちは赤ちゃん訪問後に子育て応援ギフト 10 万円相当の電子カタログギフトを交付。

令和 ７年度　法律に基づく制度として実施されることとなった。経済的支援については子ども・子育て支援法に基づく「妊婦のための支援給付」として現金での受取りを選択できるようになった。「伴走型相談支援」は、児童福祉法に基づく「妊婦等包括相談支援事業」として引き続き妊娠期から切れ目のない支援を実施するよう位置づけられた。

②　実施状況

	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
妊娠期（１回目）支給件数	943	1,522	1,215
出産期（２回目）支給件数	969	920	1,124

※令和４～６年度分は、出産・子育て応援事業として、妊娠期に５万円分、出産期に 10 万円分の電子カタログギフトを支給（令和５年度から開始の事業のため、令和４年度については遡及して支給)。

※令和７年度より、妊婦支援給付金として妊娠期５万円、出産期５万円×胎児の数を現金（または電子カタログギフト）で支給（出産後、別途、都より「赤ちゃんファーストギフト」として 10 万円分のギフトカードの支給あり)。

※妊婦サポート面接、妊娠８か月アンケート（面接）については、「（２）妊婦サポート面接」の項目を参照。

※こんにちは赤ちゃん訪問については、「（８）こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業)」を参照。

（13）特定不妊治療医療費助成事業

不妊治療における経済的負担を軽減するため、先進医療および自由診療に係る費用の一部を助成します。医療保険適用治療と併用した先進医療に係る費用として上限５万円（最高６回まで)、本来医療保険適用内の治療であるが年齢制限又は回数制限により自由診療となった治療費用として上限５万円（回数無制限）まで助成。

①　事業の経過

令和 ６年度　　特定不妊治療医療費助成事業を始める。

②　実施状況

	Ｒ６年度
申請組数（延べ）	9
受給者数（延べ）	9
助成額合計	294,100

Ⅱ-６．子ども健診係

（１）新生児等聴覚検査事業

聴覚障害が疑われる新生児等の早期発見・早期療育を図るため、都内指定医療機関で新生児等聴覚検査を行い、検査費用の一部を助成します（里帰り等で市外の医療機関で検査した場合も助成）。新生児等に対する効果的な聴覚検査、その後の相談体制及び療育機関等の関係機関との連携体制づくりを進めました。

①　事業の経過

平成 14 年度　東京都のモデル事業として、新生児等聴覚検査を実施する。

平成 17 年度　モデル期間終了に伴い、市の事業として実施する。

平成 23 年度　新生児等聴覚検査費用助成を始める。

平成 29 年度　市内医療機関の意見等踏まえ、対象者を生後２か月以内から 50 日以内に変更。

平成 31 年度　都内すべての自治体で 3,000 円を上限に助成が開始され、都内共通の受診票により、指定医療機関での受診が可能となる（リファーの場合は、精密健康診査受診票を発行）。

②　実施方法

対　象　者　おおむね生後 50 日以内の乳児
周 知 方 法　妊娠届出時に配布する「母と子の保健バッグ」に受診票を同封
実 施 内 容　自動聴性脳幹反応検査による聴覚検査
実 施 場 所　委託医療機関にて個別方式
委 託 機 関　東京都医師会等

③　実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
対象者数（出生者数）	1,220	1,223	1,147	1,126	1,088
費用助成者数	1,119	1,086	952	1,019	1,009
委託医療機関で受診	959	971	848	920	932
里帰り等（都外医療機関）で受診	152	115	104	99	77
里帰り助成申請があったが助成対象外	8	8	6	11	10
フォロー件数	8	15	7	15	9

※フォロー件数は費用助成者数のうち、フォロー（リファー）対象になった件数。

（２）３～４か月児健康診査

３～４か月児は、身体発育が著しく、定頸等の比較的わかりやすい発達上の指標がある時期です。３～４か月児健康診査は、医師等による健診により乳児の発育・発達の確認、疾病・異常の早期発見を図るとともに、適切な指導、助言により乳児の健全な育成を図ることを目的として実施しています。また、子育ての悩み等の問題には、個別相談を実施しています。

①　事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された３～４か月児健康診査を始める。

平成 31 年度　３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため健診を実施せず。

令和 ２年度　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、４月から９月まで集団健診を中止。５月から年度末まで市内契約医療機関での個別健診を行う。

令和 ３年度　すべての健診を集団健診に戻す。

②　実施方法

対　象　者　３～４か月児（満３か月の翌月から６か月の前々日まで）
周 知 方 法　乳児が満３か月に達する月に個別通知
実 施 内 容　問診・身体計測・内科診察・個別相談（栄養・保育・母乳）
　　コロナ禍(令和２年)前までは集団指導(離乳食の栄養に関するビデオ放映)あり
実 施 場 所　健康会館
実　施　日　月２回（原則として第２・第３水曜日）
実 施 体 制　小児科系医師　助産師　看護師　栄養士　事務員
　　市職員（保健師　助産師　栄養士　事務員）

③　実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	22	32	24	24	24
対象者数	1,322	1,288	1,178	1,143	1,136
受診者数 （　）内は個別健診受診者	1,180 (731)	1,238 (62)	1,138	1,108	1,120
受診率（%）	89.3	96.1	96.6	96.9	98.6

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、４月から９月まで集団健診を中止、５月から年度末まで市内契約医療機関（11 か所）での個別健診を行った。

※令和３年度より、集団健診に戻し、原則月３回実施とした（対象人数により月２回の月あり）。ただし、令和３年度については、個別健診の選択を可能とした。

※令和４年度より、月２回実施とした。

④　実施結果

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
受診者数		1,180	1,238	1,138	1,108	1,120
有所見者実数		188	311	441	458	406
有所見率（%）		15.93	25.12	37.55	41.33	36.25
指示内訳	精密検査	37	63	50	42	42
	受診勧奨	19	46	26	34	39
	他機関管理中	97	205	125	155	151
	経過観察	97	84	112	85	92
	一時的指導	0	15	9	260	157

※令和５年度より、有所見者において医師の助言で終了した場合も「一時的指導」に計上することとした。

⑤　個別相談実施状況（相談者実数）

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
栄養相談	68	204	168	127	144
保育相談	227	221	234	274	288
助産相談	132	321	342	283	297

⑥　未受診者の状況

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
対象者数Ａ		—	1,343	1,195	1,191	1,181
受診者数Ｂ		—	1,228	1,161	1,148	1,142
未受診者の状況把握数Ｃ		183	85	33	43	39
未受診者状況把握の内訳	健康	76	36	7	4	1
	病気等	1	3	6	9	8
	転出	15	26	16	22	21
	死亡	0	1	0	0	0
	その他	55	19	4	8	9
未受診者の状況未把握数Ｄ＝Ａ－（Ｂ＋Ｃ）		36	30	1	0	0
未受診者把握数（%）		80.3	73.9	97.1	100.0	100.0

※③の実施状況における対象者数と未受診者の対象者数は抽出対象が異なるため一致しない。
※未把握数は各年度の末日時点のもので、その後フォローとなった者（他事業で接点のある者）も含まれる。

（３）産婦（産後）健康診査

産婦（産後）健康診査は、妊娠中毒症や妊娠中の貧血の後遺症を早期に発見し、適切な指導・助言を行うことにより、不安になりやすい産婦の健康保持・増進を図ることを目的として、３～４か月児健康診査時に実施しています。

①　事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された産婦（産後）健康診査を始める。

平成 31 年度　３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため健診を実施せず。

令和 ２年度　尿検査を廃止。新型コロナウイルス感染症予防対策として、４月から９月まで集団健診を中止、５月から年度末まで市内契約医療機関での個別健診を実施する。

令和 ３年度　すべての健診を集団健診に戻す。

②　実施状況

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数		12	32	24	24	24
対象者数		1,309	1.165	1,124	1,083	1,096
受診者数		1,169	33	31	9	3
受診率（%）		89.3	2.8	2.8	0.8	0.3
項目別受診者数	血圧	34	28	21	9	2
	その他	0	5	5	0	1
有所見者実数		4	6	9	2	2
有所見率（%）		0.3	18.2	29.0	22.2	66.6
項目別有所見者数(延数)	血圧	4	5	9	2	2
	その他	0	1	0	0	0

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、４月から９月まで集団健診を中止。

※令和３年度より対象者の基準を保護者から母親のみに、受診者の基準を来館者から実受診者のみに変更した。

（４）乳児精密健康診査

乳児精密健康診査は、乳児の一般健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うための精密な診査を行い、乳児の健康診査の強化を図ることを目的として、都内専門医療機関に委託し実施しています。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された乳児精密健康診査を始める。

② 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
受診票発行数	41	63	50	46	51
結果把握数	39	56	60	46	49
受診率（%）	95.5	88.9	120.0	100.0	96.1

③ 令和６年度実施結果

受診票発行数	受診率（%）	結果把握数	結果指示内訳				
			要治療	通院にて経過観察	家庭にて経過観察	異常なし	その他不明
51	96.1	49	1	19	6	23	0

（５）乳幼児経過観察健康診査

乳幼児経過観察健康診査は、乳幼児の一般健康診査の結果、経過観察と健康管理が必要とされた乳幼児に対し、定期的な医師による健診と継続的な指導・助言を行い、乳幼児の健全な育成や健康保持、異常の早期発見を目的として、健康会館で実施しています（原則第２・第３水曜日/３～４か月児健診日と同日）。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された乳幼児経過観察健康診査を始める。

② 実施状況・実施結果

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	12	23	24	24	24
対象者数	19	63	110	87	104
受診者数	17	59	92	76	89
受診率（%）	89.5	93.7	83.6	87.4	85.6
初診者数	17	59	92	76	88
初診者 有所見者実数	2	1	18	5	11
初診者 有所見率（%）	11.8	1.7	19.6	6.6	12.5

（６）乳幼児発達健康診査

乳幼児発達健康診査は、乳幼児の一般健康診査の結果、運動や精神の発達の遅れや、軽度発達障害を疑われる乳幼児に対し、小児神経学的な立場から発達に重点をおいた医師による健診を、障害の早期発見・早期治療を目的として、健康会館で実施しています（原則第１水曜日）。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された乳幼児発達健康診査を始める。

② 実施状況・実施結果

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	22	28	28	28	28
対象者数	122	161	128	114	137
受診者数	111	142	109	96	118
受診率（%）	91.0	88.2	85.2	84.2	86.1
初診者数	71	98	74	62	93
初診者 有所見者実数	62	80	46	48	60
初診者 有所見率（%）	87.3	81.6	81.6	77.4	64.5

（７）６・９か月児健康診査

６・９か月児健康診査は、乳児の健全な発育をすすめることを目的として、６～７か月児及び９～10 か月児を対象に実施しています。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された６・９か月児健康診査を始める。

② 実施方法

対　象　者　・６～７か月児（満６か月の翌月から８か月の前々日まで）
　　・９～10か月児（満９か月の翌月から１歳の前々日まで）
周 知 方 法　生後２か月時等に受診票を配布
健 診 内 容　診査（内科等）・保健指導（栄養・生活・予防接種・事故防止等）
健 診 場 所　委託医療機関にて個別方式
委 託 機 関　東京都医師会等

③　実施状況

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
６～７か月児	対象者数	1,322	1,288	1,178	1,143	1,136
	受診者数	1,170	1,156	1,069	1,074	1,060
	受診率（%）	88.5	89.8	90.7	94.0	93.3
９～10 か月児	対象者数	1,322	1,288	1,178	1,143	1,136
	受診者数	1,178	1,111	1,086	1,078	1,043
	受診率（%）	89.1	86.3	92.2	94.3	91.8

④　実施結果

			Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
６～７か月児	受診者数		1,170	1,156	1,069	1,074	1,060
	有所見者数		59	58	54	60	45
	有所見率（%）		5.0	5.0	5.1	5.6	4.3
	指示内訳	他機関管理中	5	8	6	8	10
		経過観察	45	44	39	49	33
		治療	9	6	9	3	2
		精密検査	0	0	0	0	0
９～10 か月児	受診者数		1,178	1,111	1,086	1,078	1,043
	有所見者数		73	49	55	63	50
	有所見率（%）		6.2	4.4	5.1	5.8	4.8
	指示内訳	他機関管理中	9	6	6	5	8
		経過観察	52	36	41	52	42
		治療	12	7	8	6	0
		精密検査	0	0	0	0	0

（８）１歳６か月児健康診査

１歳６か月児は、幼児初期の身体発育・精神発達において、歩行や言語発達の重要な節目です。１歳６か月児健康診査は、運動機能や視覚等の障害、精神発達の遅滞等を持った幼児を早期に発見するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持と増進を図ることを目的として実施しています。

①　事業の経過

昭和 56 年度　　１歳６か月児歯科健康診査を始める。
昭和 57 年度　　１歳６か月児一般（内科・眼科）健康診査を始める。
昭和 62 年度　　歯科健康診査と一般（内科・眼科）健康診査が同日実施となる。
平成 12 年度　　１歳６か月児健康診査事後フォロー教室「くれよんキッズ」を始める。
平成 21 年度　　「くれよんキッズ」の継続教室「ひまわりキッズ」を始める。

平成 25 年度　「くれよんキッズ」「ひまわりキッズ」を終了する。
平成 26 年度　眼科健診を眼科検査に変更。
平成 31 年度　３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため健診を実施せず。
令和 ２年度　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、４月から７月まで集団健診を中止。５月から年度末まで市内契約医療機関での個別健診を行う。
令和 ３年度　すべての健診を集団健診に戻す。

② 実施方法

対 象 者　１歳６か月児（満１歳６か月の翌月から２歳の前々日まで）
周 知 方 法　幼児が１歳６か月に達する月に個別通知
実 施 内 容　問診・身体計測・診察（内科・歯科）・眼科検査
　　個別相談（栄養・保育・心理）・ブラッシング指導
実 施 場 所　健康会館
実 施 日　月２回（原則として第２・４木曜日）
実 施 体 制　小児科系医師　歯科医師　看護師　歯科衛生士　視能訓練士　栄養士
　　心理相談員　事務員
　　市職員（保健師　助産師　栄養士　歯科衛生士　事務員）

③ 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	39	30	28	24	24
対象者数	1,575	1,316	1,278	1,194	1,202
受診者数 （ ）内は個別健診受診者	1,458 (871)	1,276 (50)	1,236	1,169	1,138
受診率（%）	92.6	97.0	96.7	97.9	94.7

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、４月から７月まで集団健診を中止、５月から年度末まで市内契約医療機関（11 か所）での個別健診を行う。
※令和３年度より、集団健診に戻し、原則月３回実施とした（対象人数により月２回の月あり）。ただし、令和３年度については、個別健診の選択を可能とした。
※令和４年度は４～11 月を月２回、12～３月を月３回で実施。令和５年度より月２回実施。

④　実施結果

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
受診者数		1,458	1,276	1,236	1,169	1,138
有所見者実数		396	449	585	508	540
有所見率（%）		27.2	35.2	47.3	43.5	47.5
指示内訳	精密健診	64	99	83	115	80
	受診勧奨	26	25	23	26	30
	他機関管理中	129	152	163	133	156
	経過観察	329	317	295	238	267
	一時的指導	19	45	64	32	86

※有所見数の内訳には、内科健診、視力検診項目が含まれている。

⑤　視力検診実施状況・実施結果

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
受診者数		1,524	1,276	1,236	1,169	1,138
指示内訳	異常なし	1,392	1,128	1,090	932	1,016
	要精密	26	39	34	30	29
	要精密率（%）	1.7	3.1	2.8	2.6	2.6
	その他(他機関管理等)	12	10	21	7	5

⑥　歯科健康診査実施状況・実施結果

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	29	30	28	24	24
対象者数	1,575	1,316	1,278	1,194	1,202
受診者数	1,284	1,305	1,233	1,166	1,137
受診率（%）	81.5	99.2	96.5	97.7	94.6
むし歯のある者	11	6	4	5	2
り患率（%）	0.9	0.5	0.3	0.4	0.2

⑦　個別相談実施状況（相談者実数）

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
栄養相談	176	175	226	197	154
保育相談	349	292	414	355	338
心理相談	110	169	232	280	226
ブラッシング指導	5	90	196	197	212

⑧　未受診者の状況

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
対象者数Ａ		―	1,390	1,316	1,324	1,231
受診者数Ｂ		―	1,254	1,276	1,282	1,187
未受診者の状況把握数Ｃ		148	105	39	41	42
未受診者状況把握の内訳	健康	59	40	10	9	5
	病気等	4	5	2	3	3
	転出	22	18	16	22	13
	死亡	0	0	0	0	2
	その他	36	42	11	7	19
未受診者の状況未把握数Ｄ＝Ａ－（Ｂ＋Ｃ）		27	31	1	1	2
未受診者把握率（％）		81.8	77.2	97.5	95.2	94.5

※③の実施状況における対象者数と未受診者の対象者数は抽出対象が異なるため一致しない。
※未把握数は各年度の末日時点のもので、その後フォローとなった者（他事業で接点のある者）も含まれる。

（９）１歳６か月児精密健康診査

１歳６か月児精密健康診査は、１歳６か月児健康診査の強化を図ることを目的として、１歳６か月児健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うための精密な診査を、専門医療機関に委託して実施しています。

①　事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された１歳６か月児精密健康診査を始める。

②　実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
受診票発行数	64	99	83	106	73
結果把握数	56	73	68	84	71
受診率（％）	87.5	73.7	81.9	79.2	97.3

③　令和６年度実施結果

受診票発行数	受診率（%）	結果把握数	結果指示内訳				
			要治療	通院にて経過観察	家庭にて経過観察	異常なし	その他不明
73	97.3	71	8	44	11	8	0

（10）３歳児健康診査

３歳児は、幼児の身体発育及び精神発達において非常に重要な時期です。３歳児健康診査は、医師、歯科医師等による総合的な健診を行うことにより、運動、視覚、精神発達その他障害・疾病をもった幼児を早期発見するとともに、生活習慣、栄養、むし歯予防、その他育児に関する指導を行い、幼児の健全な発育と保護者への育児支援を図ることを目的として実施しています。

①　事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された３歳児健康診査を始める。

平成 17 年度　３歳児健康診査事後フォロー教室「にこにこキッズ」を始める。

平成 25 年度　「にこにこキッズ」を終了する。

平成 31 年度　３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため健診を実施せず。

令和 ２年度　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、４月から７月まで集団健診を中止。５月から年度末まで市内契約医療機関での個別健診を行う。

令和 ３年度　すべての健診を集団健診に戻す。

②　実施方法

対　象　者　３歳児（満３歳の翌月から４歳の前々日まで）
周 知 方 法　幼児が３歳に達する月に個別通知
実 施 内 容　問診・身体測定・診察（内科・歯科）・眼科検査（必要時）
　　個別相談（栄養・保育・心理）・ブラッシング指導
実 施 場 所　健康会館
実　施　日　月２回（原則として第２・４火曜日）
実 施 体 制　小児科系医師　歯科医師　看護師　歯科衛生士　視能訓練士　栄養士
　　心理相談員　事務員
　　市職員（保健師　助産師　栄養士　歯科衛生士　事務員）

③　実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	36	35	32	24	24
対象者数	1,489	1,710	1,355	1,296	1,293
受診者数 （　）内は個別健診受診者	1,394 (783)	1,449 (54)	1,341	1,253	1,252
受診率（%）	93.6	84.7	99.0	96.7	96.8

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、４月から７月まで集団健診を中止、５月から年度末まで市内契約医療機関（11 か所）での個別健診を行う。

※令和３年度より、集団健診に戻し、原則月３回実施とした（対象人数により月２回の月あり）。ただし、令和３年度については、個別健診の選択を可能とした。

※令和５年度より、月２回実施とした。

④　実施結果

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
受診者数		1,394	1,449	1,341	1,253	1,252
有所見者実数		361	486	360	408	503
有所見率（%）		25.90	33.54	26.85	32.56	40.18
指示内訳	精密健診	88	148	142	131	136
	受診勧奨	26	22	20	12	17
	他機関管理中	141	201	193	191	183
	経過観察	130	222	83	81	91
	一時的指導	13	36	42	50	112

⑤　視力検診･聴覚検診実施状況・実施結果

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
受診者数		1,445	1,449	1,341	1,253	1,252
視力検査指示内訳	異常なし	1,315	1,303	1,205	1,052	1,114
	要精密	52	106	98	98	111
	要精密率（%）	3.6	7.3	7.3	9.3	8.9
	その他（他機関管理等）	78	40	38	25	27
聴覚検査指示内訳	異常なし	1,435	1,443	1,333	1,207	1,252
	要精密	3	6	6	2	3
	要精密率（%）	0.2	0.4	0.4	0.２	0.2
	その他（他機関管理等）	7	2	2	4	5

⑥　歯科健診実施状況・実施結果

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	26	35	32	24	24
対象者数	1,489	1,710	1,355	1,296	1,293
受診者数	1,144	1,386	1,335	1,249	1,252
受診率（%）	76.8	81.1	98.5	96.4	96.8
むし歯のある者	80	96	60	48	53
り患率（%）	7.0	6.9	4.5	3.8	4.2

⑦　個別相談実施状況（相談者実数）

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
栄養相談	91	129	109	108	101
保育相談	399	358	320	256	287
心理相談	103	264	201	197	212
ブラッシング指導	4	62	145	110	78

⑧　未受診者の状況

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
対象者数Ａ			1,505	1,557	1,442	1,334
受診者数Ｂ			1,436	1,492	1,386	1,282
未受診者の状況把握数Ｃ		176	55	55	52	52
未受診者状況把握の内訳	健康	64	20	29	8	3
	病気等	4	3	2	6	6
	転出	20	9	13	17	13
	死亡	0	0	0	0	0
	その他	55	23	11	21	30
未受診者の状況未把握数Ｄ＝Ａ－（Ｂ＋Ｃ）		33	14	10	4	0
未受診者把握率（%）		81.3	79.7	84.6	92.9	100.0

※③の実施状況における対象者数と未受診者の対象者数は抽出対象が異なるため一致しない。

※未把握数は各年度の末日時点のもので、その後フォローとなった者（他事業で接点のある者）も含まれる。

（11）３歳児精密健康診査

３歳児精密健康診査は、３歳児健康診査の強化を図ることを目的として、３歳児健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うための精密な診査を、専門医療機関に委託して実施しています。

① 事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された３歳児精密健康診査を始める。

② 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
受診票発行数	138	148	142	136	150
結果把握数	133	137	136	114	128
受診率（%）	96.4	92.6	95.8	83.8	85.3

③ 令和６年度実施結果

受診票発行数	受診率（%）	結果把握数	結果指示内訳				
			要治療	通院にて経過観察	家庭にて経過観察	異常なし	その他不明
150	85.3	128	23	76	5	24	0

（12）親と子の健康相談

親と子の健康相談は、育児に対する疑問や不安を抱えている保護者を対象として、発育・栄養・運動・しつけ・病気等、育児に対する正しい知識を深め、乳幼児の健全な発育を促すことを目的として実施しています。

① 事業の経過

昭和 62 年度　乳幼児保健相談・家族計画相談を一本化し、名称を母子健康相談に変更。相談対象も、母親になる女性と乳児から就学までの子どもまで広げるとともに、1歳６か月児健康診査とも連動させ、経過観察、要指導の子どもの成長に助言、指導を行い、相談スタッフも保健師、栄養士、助産師、心理相談員が従事し、健康会館及び地域の施設を利用して実施する。

平成 ４年度　会場が健康会館の回は歯科衛生士を配置する。

平成 ９年度　東京都から市に移管された３歳児経過観察健康診査（心理）を同時実施とする。

平成 11 年度　名称を「母子健康相談」から「親と子の健康相談」に変更する。

平成 13 年度　月１回、外会場に歯科衛生士を配置する。

平成 15 年度　歯科衛生士を毎回配置する。

平成 26 年度　移動を少なくするために１つの部屋に相談ごとのブースを作り対応していたが、専門性を高めるために相談別に部屋を設定することとした。

平成 27 年度　心理相談を予約制とする。

平成 31 年度　３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため計測等を一部の事業を実施せず。

令和 ２年度　すべての相談を予約制に変更する。４月・５月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため心理相談のみ実施する。

令和 ３年度　すべての相談を予約制にて全日程実施する。

令和 ６年度　健康会館以外の会場は予約制をやめ、自由来館とした。

② 実施方法

対　象　者　乳児から就学前の幼児及び保護者、妊産婦

周 知 方 法　広報たちかわ、母と子の保健バッグにチラシ同封、
こんにちは赤ちゃん訪問時にチラシ配布、乳幼児の健康診査時に啓発

実 施 内 容　相談（身体・栄養・母性・保育・心理・歯科）・身体計測

実 施 場 所　健康会館、西砂学習館、砂川学習館（令和５・６年度上砂会館）

実　施　日　月２回（指定の水曜日）

実 施 体 制　保健師　助産師　看護師　栄養士　心理相談員　歯科衛生士　事務員
市職員（保健師　助産師　栄養士　歯科衛生士　事務員）

③ 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	23	23	23	23	24
健康会館	11	11	11	11	12
西砂学習館	6	6	6	6	6
砂川学習館（R5・6 上砂会館）	6	6	6	6	6
延来館者数	1,510	1,554	1,577	1,521	1,592
健康会館	1,070	1,049	1,056	1,128	1,151
西砂学習館	239	243	262	241	290
砂川学習館（R5・6 上砂会館）	201	262	259	152	151

④ 令和６年度延べ個別相談者数

延べ相談者数	母性相談	保育相談	栄養相談	歯科相談	心理相談	
573	161	120	151	71	70	３歳未満　45

※専門職による個別相談実施者を計上

（13）すこやか相談

１歳６か月健康診査及び３歳児健康診査等の結果、言葉の遅れや心理面で経過観察が必要とされた幼児に対し、その健全な育成を図ることを目的として、定期的に心理相談を実施しました。

① 事業の経過

不　　明　個別心理相談を始める。

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された３歳児経過観察健康診査（心理）を親と子の健康相談と同日に始める。対象者は、１歳６か月健康診査及び３歳児健康診査の結果などで、要経過観察と判断された者とする。

平成 12 年度　１歳６か月児健康診査事後フォロー教室「くれよんキッズ」を始める。

平成 17 年度　３歳児健康診査事後フォロー教室「にこにこキッズ」を始める。

平成 21 年度　「くれよんキッズ」の継続教室「ひまわりキッズ」を始める。

平成 25 年度　「くれよんキッズ」「ひまわりキッズ」「にこにこキッズ」を終了する。
１歳６か月児健康診査において言葉の遅れ等心理面で経過観察が必要とされる幼児の養育者を対象として、心理相談（２歳すこやか相談）を、幼児（２歳）歯科相談と同日に始める。

平成 27 年度　すこやか相談に名称統一

② 実施方法

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	119	136	131	119	120
個別すこやか	24	24	24	24	24
健診前すこやか	48	65	60	48	48
２歳児すこやか	24	24	24	24	24
親相すこやか	23	23	23	23	24

③ 実施状況

		３歳未満					３歳以上				
		Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
相談者数（延べ数）		309	332	316	286	262	161	145	104	97	84
初回相談者数		171	175	189	170	158	63	65	41	41	23
再相談者数		138	157	127	116	104	98	80	63	56	61
指示内訳	要精密者数	28	81	39	28	35	9	9	7	14	11
	要継続者数	192	191	194	141	131	98	89	57	53	42
	一時的指導者数	103	92	105	123	107	54	54	39	30	34

※初回相談者数について、３歳未満にすこやか相談を利用していた児であっても、３歳以降に再度相談を利用した場合は３歳以上の初回相談者とする

（１４）家族心理相談

保護者自身が精神的に不安定で育児をするうえで影響があり、カウンセリングを希望される方に個別に臨床心理士が対応します。

① 事業の経過

不　　明　家族心理相談を始める。
平成 26 年度　相談回数を年 14 回から年 16 回に変更。
平成 29 年度　相談回数を年 16 回から年 22 回に変更
令和 ２年度　新型コロナウイルス感染症の影響により、対面相談から電話相談に変更。
令和 ３年度　新型コロナウイルス感染症対策として、検温、マスクの着用、消毒の徹底、アクリル板の設置、対面相談に戻す。

② 実施方法

対　象　者　乳幼児健康診査やその他母子保健事業の中で、相談が必要と思われる養育者（原則精神科で治療中・他機関でカウンセリングを受けている人は対象外）
実 施 内 容　家族や親同士などの人間関係や、育児不安や負担感、産後うつと疑われるような精神症状が見られる人の相談を行う。必要時別室にて託児を実施。
実 施 場 所　健康会館
実　施　日　月１回（原則として第３木曜日）
実 施 体 制　臨床心理士　保健師

③ 実施状況

年度		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
心理士執務回数（実施回数）		22	22	22	22	22
予約枠 （１枠あたり時間）		66 (50 分)	66 (50 分)	66 (50 分)	66 (50 分)	66 (50 分)
予約者（延）		50	38	50	45	60
受診者（延）		45	25	43	37	47
受診率（%）		90.0	65.8	86.0	82.22	78.3
内訳（実数）	初診	21	17	27	29	33
	再診	24	8	16	8	14

④ 令和６年度相談者の年齢

20 歳未満	20～25 歳未満	25～30 歳未満	30～35 歳未満	35～40 歳未満	40 歳以上
0	1	10	14	14	8

⑤　令和６年度初診者の予約の経緯

３～４か月児健診	１歳６か月児健診	３歳児健診	保健師	親と子の健康相談	その他
5	2	5	13	0	6

⑥　令和６年度相談内容

育児に自信が持てない	10	親同士の交流上の悩み	1
育て方やしつけについてわからない	10	その他	19
イライラしやすい	16	ＤＶ	1
家族と意見が合わない	33		

⑦　令和６年度終了者内訳

医療機関紹介	地区担当フォロー	助言終了	転出	その他	合計
4	15	25	0	3	47

（15）離乳食準備教室　らくらくゴックン

離乳食の進め方や作り方を学び、保護者がスムーズに離乳食を始められるように支援します。

①　事業の経過

平成 20 年度　４～５か月児の親を対象に、離乳食の進め方や作り方の講話と、離乳食の試食をし、理解を深めてもらう教室を始める。

平成 31 年度　参加希望者増加への対応を図るため、定数を 16 組から 20 組に拡充。
３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため教室を実施せず。

令和　２年度　５月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため教室を実施せず。
６月より新型コロナウイルス感染症予防対策のため試食を見合わせ、以降実物サンプルを準備して実施。

②　実施方法

対　象　者　４～５か月児の保護者と乳児
周 知 方 法　赤ちゃん訪問時、ホームページ、３～４か月児健康診査時
実 施 場 所　健康会館
実　施　日　月１回（原則第２金曜日午前）
定　　員　20 組（応募多数時は第一子のお子さんとその保護者優先）
実 施 体 制　管理栄養士　栄養士　保健師　保育士　事務員

③　実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	11	12	12（24）	12（23）	12
参加組数	148	189	200	216	224
参加者　乳児	137	176	193	194	211
参加者　総計	310	408	433	465	503

※総計には母以外の養育者（父・祖父母等）含む。

※令和４年度より１日複数回実施した場合は合計を計上。

（16）離乳食後期教室　カミカミ教室

９か月以降の離乳食について、回数・内容・目安量などのポイントを学び、離乳食の悩みが解決できるように支援を行っています。

①　事業の経過

平成 30 年度　概ね９～11 か月児の親を対象に、離乳食の回数・内容・目安量などのポイントを学ぶ教室を、親と子の健康相談（健康会館）と同日開催で始める。

平成 31 年度　教室の内容や参加者からの希望を踏まえて、対象児を８～10 か月児に変更する。

令和 ２年度　３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため教室を実施せず。
予約制に変更する。

令和 ３年度　４月・５月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため教室を実施せず。

令和 ６年度　新型コロナウイルス感染症が終息したので定員を 12 組から 15 組に戻す。
親と子の健康相談と同日開催であったが、４月より離乳食準備教室開催日の午後に単独実施とする。

②　実施方法

対　象　者　８～10 か月児の保護者と乳児
周 知 方 法　赤ちゃん訪問時、ホームページ、離乳食準備教室時
実 施 場 所　健康会館
実　施　日　月１回（原則第２金曜日午後）
定　　員　15 組
実 施 体 制　管理栄養士　栄養士　保健師　事務員

③　実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	9	11	11(12)	11	12
参加組数	92	113	114	121	157
参加者　乳児	85	108	112	116	148
参加者　総計※	189	238	242	252	337

※総計には母以外の養育者（父・祖父母等）含む。

※令和４年度より１日複数回実施した場合は合計を計上。

（17）妊婦歯科健康診査

妊娠中は、その身体的変化や生活環境の変化によって、歯科疾患が増加することが多く、産後も受診が困難なためにその疾患が放置されるケースがみられました。一般歯科健康診査（妊婦）は、妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図るとともに、妊婦自身の歯科保健意識や健康観の向上を図ることを目的として実施しています。

①　事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された一般歯科健康診査（妊婦）を始める。

平成 25 年度　５月より集団健診から個別健診に移行する。

②　実施方法

対　象　者　妊婦
周 知 方 法　母と子の保健バッグ」に受診券・チラシ等を同封
実 施 内 容　問診・口腔内診査・結果説明（妊娠期間中１回受診できる）
実 施 場 所　市内歯科医療機関
委 託 機 関　立川市歯科医師会

③　実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
対象者数	1,255	1,244	1,198	1,167	1,151
受診者数	435	410	427	454	428
受診率（%）	34.7	33.0	35.6	38.9	37.2

④　令和６年度実施結果

対象者数	受診者数	受診率（%）	判定結果			未処置歯のある者	要補綴喪失歯のある者	歯肉炎のある者	歯周炎のある者
			異常なし	要指導	要精検要治療				
1,151	428	37.2	106	95	227	199	6	242	174

（18）幼児歯科相談

幼児期には１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査において、歯科健康診査を行います。幼児歯科相談は、これらの健康診査を踏まえながら、継続的な診査・指導・処置等を行うことにより、幼児の口腔の健全な発達を促し、心身の健康増進を図ることを目的として、２歳児を中心に、４歳未満の幼児を対象として、むし歯予防のための集団衛生教育、歯科健康診査、個別指導を実施しています。また、希望に応じて、フッ素の塗布、ブラッシング指導を行っています。

①　事業の経過

平成 ９年度　地域保健法の全面施行及び母子保健法等の改正により、東京都から市に移管された幼児歯科相談を始める。主に２歳児を対象とした初回健診、その健診の結果、継続して相談の必要な者及び希望者にくり返し健診や予防処置（フッ素塗布等）を実施する。

平成 15 年度　健診と予防処置を同日実施にする。

平成 31 年度　３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため教室を実施せず。

令和 ２年度　４月から７月までの初回健診、４月から１月までのくり返し健診は新型コロナウイルス感染症予防対策のため健診を実施せず。また、フッ素塗布等の予防措置も実施せず。

②　実施方法

	初回健診	くり返し健診
対　象　者	２歳児	初回健診での要観察児と希望者 ３歳児健診の希望者
周 知 方 法	幼児が２歳に達する月に個別通知	初回健診の際に案内をし、希望される場合は個別通知
実 施 内 容	診査(歯科)･歯科保健指導、予防処置(フッ素塗布)	診査(歯科)･歯科保健指導、予防処置(フッ素塗布)
実 施 場 所	健康会館	健康会館
実　施　日	月２回（原則第１・４金曜日）	月１回（原則第３金曜日）
実 施 体 制	歯科医師　歯科衛生士　事務員 市職員(保健師　歯科衛生士　事務員)	歯科医師　歯科衛生士　事務員 市職員(歯科衛生士　事務員)

③　実施状況

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
初回健診	実施回数	22	24	24	24	24
	対象者数	1,578	1,394	1,272	1,257	1,208
	受診者数	929	950	807	771	719
	受診率（%）	58.9	68.1	63.4	61.3	59.5
	虫歯ありの者	19	4	4	6	5
	り患率（%）	2.0	0.4	0.5	0.8	0.7
くり返し健診	実施回数	2	12	12	12	12
	受診者数	123	559	503	425	592

※令和２年４月から７月までの初回健診、４月から１月までのくり返し健診は新型コロナウイルス感染症予防対策のため健診を実施せず。また、フッ素塗布等の予防措置も実施せず。

④　令和６年度初回健診実施結果

実施回数	対象者数	受診者数	受診率（%）	むし歯のない者	むし歯のある者	り患率（%）	むし歯総数	要観察歯
24	1,208	719	59.5	714	5	0.7	11	32

現在歯数	咬合異常のある者	軟組織異常のある者	他の異常のある者	ブラッシング指導
11,932	64	12	35	61

⑤　令和６年度くり返し健診実施結果

受診者内訳			
実施回数	受診者数	初回健診フォロー児（３歳未満）	３歳児健診フォロー児（３歳～４歳未満）
12	592	461	131

⑥　令和６年度予防措置実施状況

実施回数	受診者数	フッ素塗布	受診者内訳	
			３歳未満	３歳以上
36	1,311	1,067	951	116

（19）歯科教室　キラキラ☆歯育て

１歳～１歳２か月児とその親を対象に、栄養と歯科の講話と、個別のブラッシング指導を行っています。また、個別相談にも応じています。

① 事業の経過

平成 16 年度　10 か月～１歳２か月児とその親を対象に離乳食（後期）の試食をし、正しく噛めているかのチェックと食べ方について、個別の相談に応じる。また、栄養と歯科の講話と、個別のブラッシング指導を行う。（その後、時期は不明だが、食物アレルギーの懸念があるので試食はやめる。）

平成 25 年度　もぐもぐシュワシュワからキラキラ☆歯育てに名称変更し、内容を一部変更。

平成 31 年度　３月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため教室を実施せず。

令和 ２年度　４月・５月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため教室を実施せず。

② 実施方法

対　象　者　１歳～１歳２か月児
周 知 方 法　赤ちゃん訪問時、ホームページ、離乳食準備教室時
実 施 内 容　栄養と歯科の講話と、個別のブラッシング指導
実 施 場 所　健康会館
実　施　日　月１回（原則第３火曜日午後）
定　　員　15 組
実 施 体 制　管理栄養士　栄養士　保健師　事務員

③ 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
実施回数	10	12	12	12	12
参加者数	198	211	209	188	167

※令和２年４月・５月は新型コロナウイルス感染症予防対策のため教室を実施せず。

（20）母子保健連絡協議会

母子保健事業の施策に関する事項について関係機関と意見交換及び調査・研究を行うための協議会を開催しています。

① 実施状況

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
母子保健連絡協議会	0	0	2	0	0
母子保健連絡部会	2	2	2	2	2

※令和２・３年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため協議会の開催見送り。
※令和５・６年度はこども家庭センターに移行する過渡期であるため協議会の開催見送り。
※母子保健連絡部会のうち１回は、母子保健事業専門職研修会に参加。令和６年度の研修は「乳幼児期のメディア接触による視神経・脳・睡眠などへの影響」（ＮＰＯ法人子どもメディア 矢野さと子氏）。

Ⅱ-７．施設調整担当係

（１）施設の整備

令和 ３年 ５月　設計事業者の決定（株式会社Ｋ構造研究所が設計を受託）
　　６月　「立川市子育て/健康複合施設（仮称）基本計画」の作成開始
令和 ４年 １月　基本計画の策定、基本設計・実施設計の作成開始
令和 ５年 ２月　基本設計・実施設計の完了
　　３月　建設予定地の用地取得
　　５月　建設事業者の決定
　　建築工事　　：松井建設株式会社 多摩営業所
　　電気設備工事　：工藤電業株式会社 東京支店
　　機械設備工事　：栄幸建設工業株式会社
　　昇降機設備工事：三精テクノロジーズ株式会社 東京支店
　　６月　市民説明会の実施
　　７月　建設工事開始
令和 ６年 ６月　施設愛称が「はぐくるりん」に決定
　　１２月　施設名称が「立川市子育て支援・保健センター」に決定
令和 ７年 ２月　建設工事終了
　　５月　１日 開所式、３～６日 移転作業、７日業務開始

（２）施設の広報

施設への愛着醸成と認知度向上のため、施設愛称の公募や銘板作成ワークショップを実施するとともに、広報たちかわや立川市ＨＰにおいて周知しました。施設愛称は、279 点の応募の中から「はぐくるりん」が選定され、施設の銘板やロゴに反映しました。施設の銘板作成ワークショップでは、公募によって集まった市内の小学生と立川女子高等学校の有志生徒にアイディアを出してもらい、銘板の原案を作成しました。

（３）新しい働き方の実践

モバイル型内線電話機や業務用無線ＬＡＮなどの新たなＩＣＴ機器を導入したことで、執務室はもちろん、会議室や相談室など、館内のどこでも業務ができるようになりました。また、一般的なオフィスデスクだけでなく、集中ブースや多目的スペースなどを設け、その時々の仕事の内容に適した場所を選んで執務ができるようになりました。

児童発達支援センター編

Ⅲ．児童発達支援センターの概要

（１）所管業務

児童発達支援センターの所管業務は、「立川市組織規則」（昭和 49 年４月１日規則第９号）の中で規定されています。

●児童発達支援センター

＊庶務係

（１） 児童発達支援センターの文書の収受、発送及び保管に関すること。
（２） 児童発達支援センターの予算、決算及び会計に関すること。
（３） 児童発達支援センターの管理運営に関すること。
（４） 発達支援の啓発に関すること。
（５） 児童発達支援センター内他の係に属しないこと。

＊発達支援係

（１） 発達支援が必要な乳幼児の保護者に対する助言及び指導に関すること。
（２） 発達支援に関わる機関の職員に対する助言及び指導に関すること。
（３） 発達支援が必要な子ども及び保護者を対象とした発達支援親子グループ事業に関すること。
（４） 心身障害児通園施設に係る物品の整備、委託等に関すること。
（５） 特別支援教育に係る児童及び生徒の就学、転学等の相談に関すること。

＊ドリーム学園

（１） 公印の管守に関すること。
（２） 心身障害児通園施設の管理運営に関すること。

（２）児童発達支援センター沿革

平成 24 年度　改正児童福祉法の施行により、国において「児童発達支援センター」が創設。

令和 ６年度　改正児童福祉法の施行により、「児童発達支援センター」が地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関として法律上明確化。

令和 ７年度　４月、組織改正により市として児童発達支援センターを新設。子ども家庭支援センターから発達支援係とドリーム学園を移管するとともに庶務係を設置し、子ども未来センターにて事業開始。
５月、子育て支援・保健センター（愛称：はぐくるりん）へ移転。
６月、児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」の指定を受ける。
「立川市第３次発達支援計画」を策定。

（3）事業予算

事業名	主な実施内容	R7 当初予算（千円）	R6 当初予算（千円）
総合発達相談事業	発達に支援や配慮が必要な児童とその保護者に対して相談支援を行う。５歳児相談、巡回保育相談、発達支援親子グループ、発達相談を実施するとともに、保護者の育児不安の軽減や心理的な支援を行う。また、発達障害児等支援に係る医療機関との連携事業を実施する。	11,224	11,150
第３次発達支援計画策定事業	学識経験者や公募市民等で構成する検討委員会を立ち上げ、令和７～11 年度を計画期間とする「立川市第３次発達支援計画」を策定する。	―	775
心身障害児通園施設管理運営	ドリーム学園で心身の発達に支援や配慮が必要な２歳から就学前の子ども（定員 25 人）を対象に総合的な療育を行うほか、保護者同士が集う場を設定し学習会や情報交換の場を提供する。	44,077	42,057
児童発達支援センター予算		55,301	53,982

※人事課人件費を含む

※令和６年度は子ども家庭支援センター予算

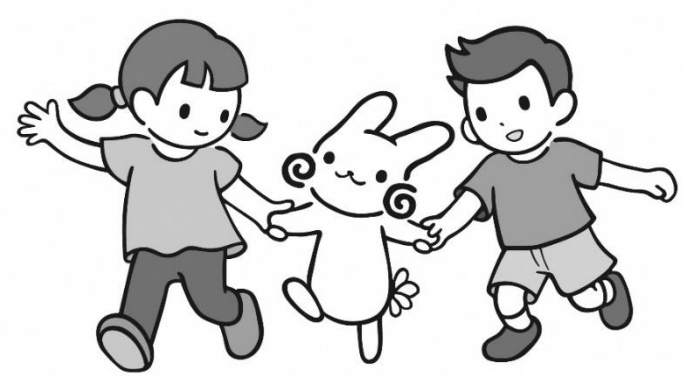

Ⅳ．令和６年度の活動実績

Ⅳ-1．総合発達相談事業

子どもの発達に悩みや不安をお持ちの保護者の方や、発達に支援や配慮が必要な子どもをお持ちの保護者の方を対象に、公認心理師など専門の職員が相談に対応するとともに、小集団での発達支援親子グループ活動を行っています。また、幼稚園や保育園を対象に巡回保育相談や幼稚園や保育園に通う年中児（５歳児）を対象に通園先で保護者の相談を受ける５歳児相談を行っています。

平成 30 年度から児童発達支援事業所交流会を開催して、情報交換や課題の共有を行い、事業所との連携に取り組んでいます。

（１）相談事業

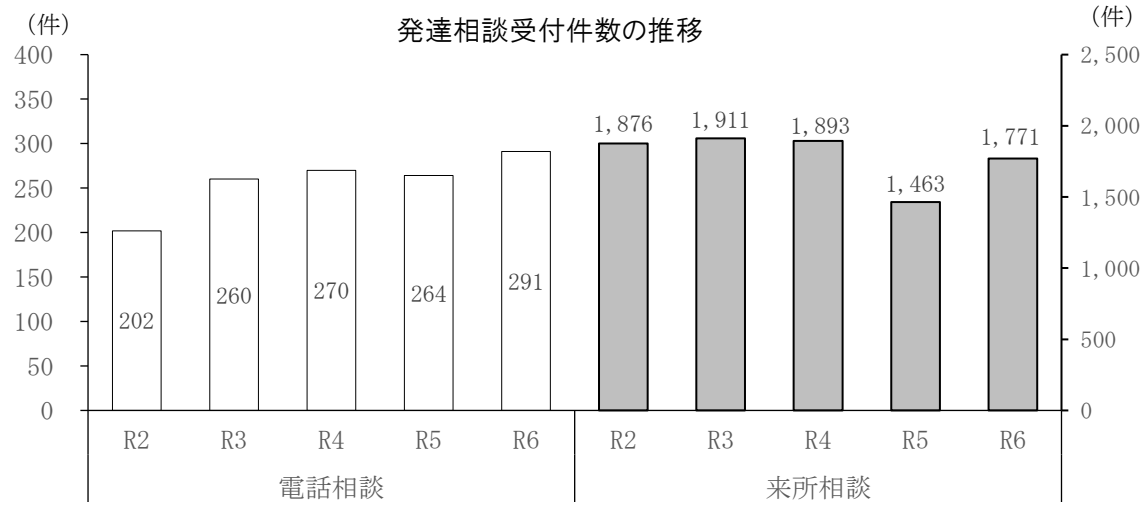

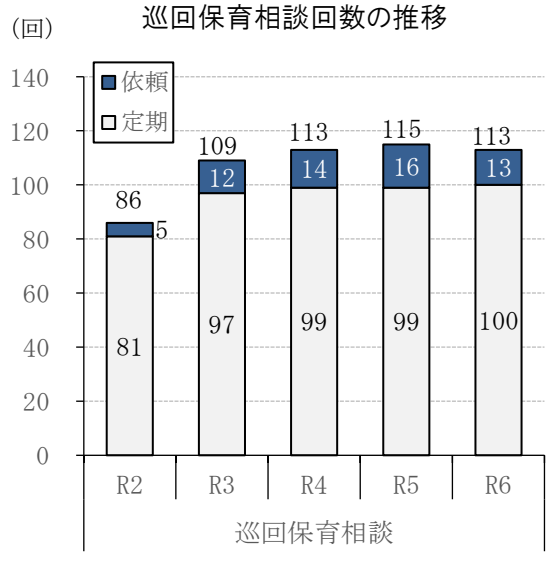

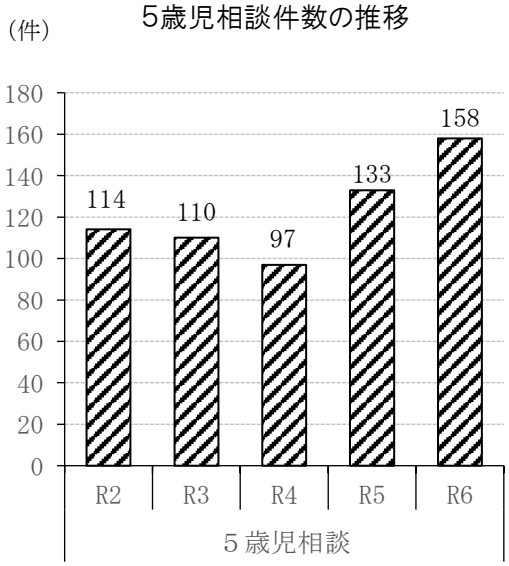

巡回保育相談は市内保育園・幼稚園に年２回、認証保育所等は依頼に応じ随時実施し、５歳児相談も同様に各園年２回実施しています（保護者希望制）。

（２）発達支援親子グループ事業

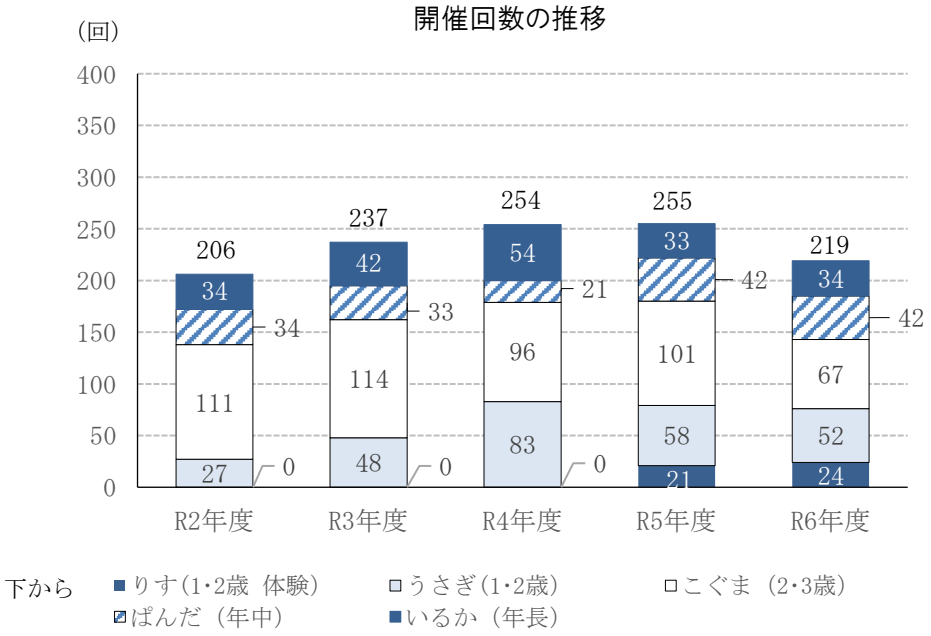

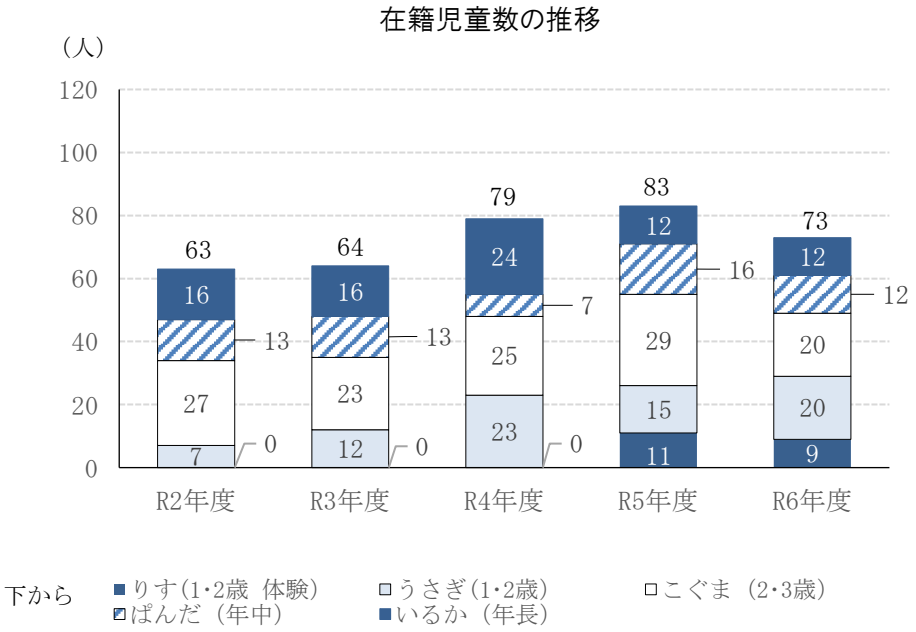

発達段階に応じたプログラムに保護者が子どもと参加する中で、子どもの成長・発達を支援しています。その中でも年長グループは、就学支援親子グループとして、学習態勢の形成を促すことを目的にしています。
令和５年度から、体験参加ができる「りすグループ」を追加しています。

Ⅳ-2. ドリーム学園（心身障害児通園施設）

昭和 46 年に設立されたドリーム学園は、心身の発達に支援や配慮を必要とする２歳～就学前の市内在住のお子さんを対象に療育を行う児童発達支援事業所です。

毎日、通うことで集団の中での成功体験を積みながら、生活リズムや生活習慣、活動に対する意欲や社会性を身に付けていきます。（定員 25 人。送迎バスあり）

また、園外療育や家族行事も行っています。

（１）療育の特色

○ 生活リズムを整え、基本的生活習慣を身につけます。

○ 集団の場での療育を通して人との関わりを深め、情緒の安定や社会性の基礎を培います。

○ 運動遊びや戸外での活動を取り入れ、丈夫な身体づくりや運動機能の発達を促します。

○ いろいろな課題を通して興味の幅を広げ、学習に対しての基礎を養います。

○ 親子や家族参加のプログラム、勉強会等を通し、子どもの発達に対して理解を深めていきます。

（２）一日の療育プログラムの例

10:00	登　　園	送迎バス降車
	朝の活動(身支度あそび朝の会)	毎日の身支度を通して、自立につながるような取り組みを重ねます。職員やお友達との関わり遊びを通じて関わる力を育てます。
10:30	リズム運動	リズムに合わせ体を動かす楽しさを経験する中で運動能力や皆と一緒に活動する力を高めていきます。
11:00	集まり	手あそび等を通して興味の幅を広げ模倣力を育てていきます。着席行動などのルールも学びます。
	課題学習	手先を使う課題を中心に、集中して取り組む経験や達成感を積み重ね、学習の土台をつくります。
11:40	戸外活動	歩行や遊びにより、行動のリズムや持続力、丈夫な体をつくります。
12:30	食　　事	お子さんの状態に応じた食事指導を行います。 （弁当持参・月４回給食有）
13:15	あそび帰りの会	玩具を使った遊びを中心に、遊びへの興味を広げていきます。
14:00	降　　園	送迎バス乗車

（3）季節の行事など

○ 年間行事

4月	入園式	10月	遠足・親子遠足
5月	遠足	11月	ー
6月	父親療育参加	12月	夢まつり
7月	遠足	1月	ー
8月	1年生おしゃべり会 きょうだいプログラム①②	2月	父親療育参加 遠足
9月	運動会	3月	卒園式

保護者登園日（学習会、療育見学、療育参加等）・保護者会
父の会主催（遊ぼう会・勉強会）
専門相談面談、園医等による親子面談及び健診

○ 令和6年度指導訓練状況

月別 指導数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実施日数	17	21	20	22	12	20	22	20	19	18	18	14	223
延べ児童数	356	434	446	454	252	451	480	418	369	374	382	279	4,695

○ 卒園児の状況

施設名	特別支援学校	小学校		その他	計
		特別支援学級	通常の学級		
人　数	4	0	1	0	5

（4）その他

○ ドリーム学園の発達支援のスキルや専門性をいかし、在園児以外の児童に対する取り組みを行っています。

①1年生おしゃべり会
卒園1年目の保護者を対象とした情報交換。

②きょうだいプログラム
ドリーム学園に在園及び卒園した児童の小学校1年生以上のきょうだいが対象。
きょうだい同士の交流や楽しい時間の共有の機会をつくる。

③保護者等対象事業
- 父親療育参加
  父親同士の親睦を深め、子どもの理解や、療育の理解につなげる。
- 年長児親子プログラム
  療育見学や参加を通し、園での子どもの様子や取り組みを知り、就学後へつなげる。

➢ 夢まつり…テーマ『少しの工夫でうまくいく！自立へ向けた支援～着替え・食事・清潔など～』

公開講座：令和６年 12 月７日（土）／参加者　在園児保護者 16 人　支援者 38 人

※２回開催（園児保護者対象・支援者対象）

展示：園の取組みの様子を紹介・保護者による作品展示・職員によるテーマ展示

12 月７日（土）～12 月 11 日（水）

④関係機関からの見学等の受け入れ

教育委員会教育部　教育支援課編

Ⅴ．教育支援課の概要

（１） 所管業務

教育委員会の所管業務は、「立川市教育委員会処務規則」（昭和 43 年 10 月 1 日教育委員会規則第２号）の中で規定されています。

●教育支援課

＊管理係

（１） 課の文書の収受、発送及び保管に関すること。
（２） 課の予算、決算及び会計に関すること。
（３） 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。
（４） 特別支援学級等に配置する臨時指導員等の任用及び管理に関すること。
（５） 特別支援学級等の設置、廃止、通学区域等に関すること。
（６） 特別支援学級等の学習環境及び支援体制の整備に関すること。
（７） 課内他の係に属しないこと。

＊就学相談係

（１） 特別支援教育に係る児童及び生徒の就学、転学等の相談に関すること。
（２） 特別支援学級に係る児童及び生徒の入退級及び学級編制に関すること。
（３） 障害のある児童及び生徒の支援等に関すること。
（４） 特別支援教育の理解及び啓発並びに関係機関との連携に関すること。
（５） 特別支援教育交付金に関すること。

＊教育相談係

（１） 教育相談に関すること。
（２） 市立小学校及び中学校への巡回相談に関すること。
（３） 通級指導学級に係る児童及び生徒の入退級及び学級編制に関すること。
（４） 特別支援教室に係る児童及び生徒の入退室に関すること。
（５） 特別支援教育の理解及び啓発並びに関係機関との連携に関すること。

＊特別支援教室開設準備担当係

（１） 特別支援学級開設に関すること。

（２） 教育支援課沿革

平成 24 年 ４月	特別支援教育関連の処務を取り扱う「特別支援教育課」を、教育委員会事務局に新設。 第三中学校内に、中学校では３か所目となる情緒障害等通級指導学級「羽衣学級」を開設。
平成 24 年 12 月	12 月 25 日、旧庁舎跡施設を改修した『子ども未来センター』がオープン。子ども総合相談窓口を含む行政機能がスタート。
平成 25 年 ３月	子ども未来センターグランドオープン。周辺地域のにぎわい創出を目的とする「まんがぱーく」を含むすべての機能がスタート。
平成 25 年 ４月	東京都より特別支援教育を専門とする統括指導主事の派遣を受ける。さらに、課内に「特別支援係」を新設するとともに、教育相談係の名称を「相談係」に改称。

平成 25 年　５月	適応指導教室「たまがわ」を、旧多摩川小学校２階から錦学習館２階（旧教育相談室スペース）へ移転。
平成 26 年　３月	「立川市特別支援教育実施計画」を策定。
平成 26 年　４月	適応指導教室事業とハートフルフレンド事業を指導課に移管。 第八小学校内に、小学校では４か所目となる情緒障害等通級指導学級「つばさ学級」を開設。
平成 26 年　７月	市立小･中学校の巡回相談にあたる専任相談員を配置。
平成 26 年　８月	特別支援教育連絡会を設置。
平成 27 年　４月	課名を「教育支援課」に、特別支援係を「管理係」と名称変更。 肢体不自由等の児童･生徒の指導･支援に対する学校への助言や、知的障害学級の指導・支援に対する助言等を行う、教育支援相談員を配置。
平成 27 年 10 月	特別支援教室モデル事業を市内小学校８校で開始。
平成 27 年 11 月	子ども未来センターで言語聴覚士によることばの相談事業を開始。
平成 28 年　４月	小学校特別支援教室の愛称を「キラリ」と決定し、８校で導入。
平成 28 年　７月	言語聴覚士の学校訪問による相談事業を小学校にて試行開始。
平成 29 年　３月	「立川市第２次特別支援教育実施計画」を策定。
平成 29 年　４月	特別支援教室キラリをさらに８校に導入し、計 16 校で実施。 特別支援教育支援員を、「学校支援員」と改称し、指導課に一本化。同時に、通常の学級で移動支援を必要とする児童生徒の見守りを行ってきた特別支援教育支援員を「学校介助員」と改称した。
平成 30 年　４月	特別支援教室キラリを全小学校（うち拠点校は７校）に拡大。松中小学校に知的障害特別支援学級「まつのみ学級」を開設。けやき台小学校の閉校に伴い、「きこえとことばの教室」を第八小学校に移設。
平成 31 年　４月	中学校特別支援教室の愛称を「プラス」と決定し、２校で導入。 巡回相談を学校要請型に見直し、巡回相談員を教育相談員として組替。
令和　２年　４月	特別支援教室プラスをさらに５校に導入し、計７校で実施。相談係を「就学相談係」「教育相談係」に組織変更。
令和　２年　６月	「立川市第３次特別支援教育実施計画」を策定。
令和　３年　４月	市内初となる自閉症・情緒障害特別支援学級「さくら学級」を第二小学校に開設。特別支援教室プラスを全中学校（うち拠点校は４校）に拡大。
令和　４年　４月	特別支援教室プラス巡回グループを再編し、拠点校３校に見直し。
令和　５年　４月	大山小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級「にじいろ学級」を開設。
令和　７年　４月	自閉症・情緒障害特別支援学級を令和８年４月に第六小学校及び立川第四中学校に開設するため、特別支援学級開設準備担当係を設置。
令和　７年　６月	「立川市第４次特別支援教育実施計画」を策定。

（3） 事業予算

事業名	主な実施内容	R7 当初予算（千円）	R6 当初予算（千円）
教育相談	教育上の保護者の不安や心配事、子ども自身の悩みに相談員（心理職）が対応し、面談・電話等により主訴の改善を図る。	736	734
特別支援教育の推進	学校のニーズや児童・生徒の実態等に合わせ、特別支援学級や通常の学級に臨時指導員や介助員等を配置するほか、特別支援教育の推進と理解啓発を目的として、講演会や研修を開催する。	127,324	112,810
就学相談	専門家の意見や保護者・本人の意向等を参考に、総合的かつ教育的な見地から、児童・生徒の可能性や能力を伸長させる学習環境を提案する。	1,032	1,005
小学校特別支援教育振興	特別支援学級（知的７校・情緒２校）、通級指導学級（難聴・言語１校、言語１校）、特別支援教室キラリ（19 校）を設置。 児童一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行う。	17,834	9,304
小学校就学奨励	特別支援学級に在籍する児童等の世帯等に、宿泊学習や通学、学用品、給食等に係る必要経費を補助する。	14,891	16,991
中学校特別支援教育振興	特別支援学級（知的３校）、特別支援教室プラス（９校）を設置。生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行う。	19,145	5,232
中学校就学奨励	特別支援学級に在籍する生徒等の世帯等に、宿泊学習や通学、学用品、給食等に係る必要経費を補助する。	11,493	12,992
教育支援課予算		192,455	159,068
立川市教育費予算		14,440,825	12,846,311

※人事課人件費を含む

Ⅵ．令和６年度の活動実績

Ⅵ－１．教育相談

（１）相談の進め方（来室相談の場合）

①申し込み受付

保護者または本人からの申し込みを原則とし、電話にて初回面接日時の予約受付をします。

②初回面接

受付から２週間以内を目安に、初回面接を設定します。
親子一緒に来室していただきますが、保護者のみでも受け付けています。
親面接では、現在困っていることはどんなことか（主訴）、それはどんな経過をたどってきたのか（生育歴、家族歴）などを伺います。
子ども面接ではプレイルームで行動観察を行いますが、思春期の子どもの場合には、話せることから聴いていきます。
また初回面接には、来談者とともに話し合いながら今後の面接の方向をつくりあげていく、オリエンテーションの役割があります。

③受理会議

この会議では、初回面接で得られた資料をもとに、教育相談員全員で事例を検討します。そして、今後の対応について目標を定めます。
その目標としては、

＊心理的相談が適切と考え継続相談を進める、
＊助言・情報提供、
＊他機関(医療機関等)の紹介などがあります。

④相談の開始

相談担当者は、継続相談を始めるにあたって相談者と連絡をとり、今後の相談目標を設定し、親子が来室する日などを話し合い、相談の進め方についての約束をします。

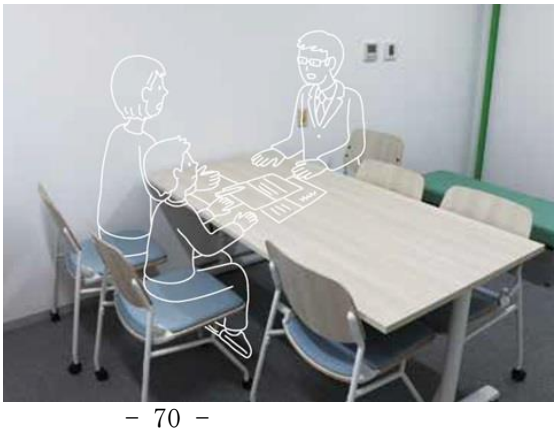

来室相談では１回 40 分、親にはカウンセリング、子どもには遊戯療法、思春期の子どもにはカウンセリング、箱庭療法などを行います。
必要に応じて、幼稚園・保育園・学校等の訪問や、先生に来室してもらうなどして事例の理解を深め合い、子どもの成長への援助や協力をしていきます。

⑤期末会議

８月・３月に期末会議を行います。期末会議では全事例について報告、検討します。担当以外の事例も検討することで教育相談員の研修も兼ねています。
相談での目標が達成されると来談者との間で終結について話し合い、期末会議で報告し、再び教育相談員全員で検討します。
検討の結果、終結が適切と判断されると事例は終結となります。

⑥経過観察

相談終結後に経過観察が必要な事例の場合、来談者と話し合い、終結後も必要に応じて随時連絡をとっていきます。

＜相談の流れ＞

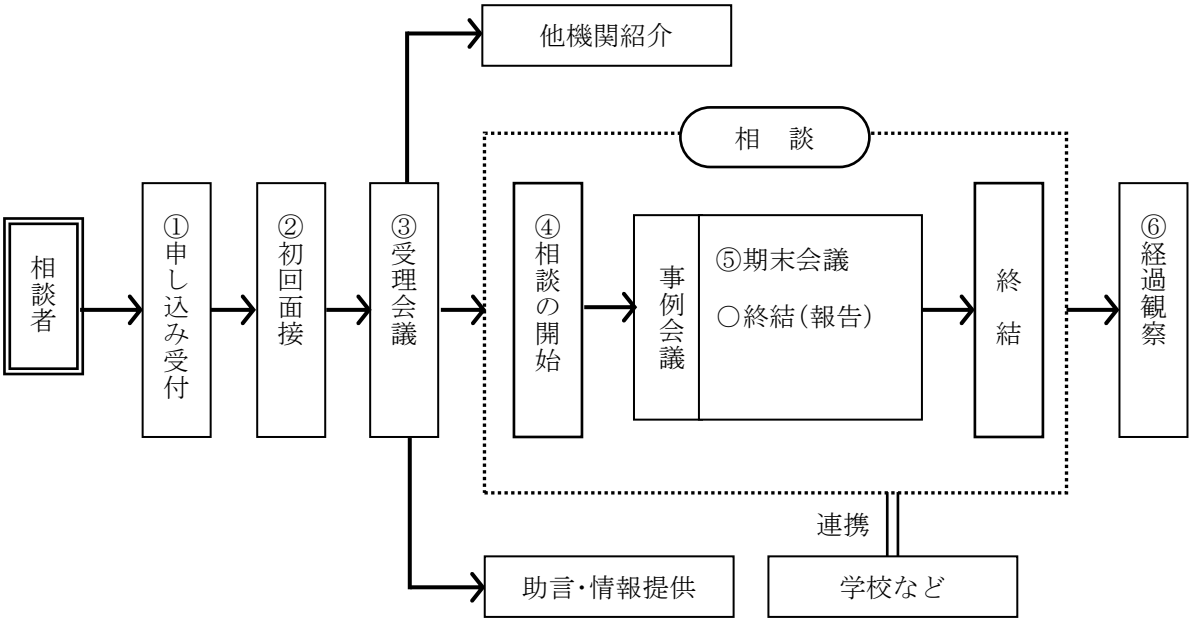

（２）数字で見る教育相談

① 来室相談

子どもの養育上･教育上の問題について、保護者の不安や心配ごと、子ども自身の悩みについて相談に応じます。本人や家族に来室してもらい、カウンセリング･遊戯療法などの心理療法や助言を行いながら、主訴の改善を図ります。

◆対象：原則として、市内在住の幼児から高校生までとその家族

◆相談時間：月曜日～土曜日／午前９時～午後５時（日曜･祝日･年末年始を除く）

➢ **来室相談の件数について**

図１：相談の流れ

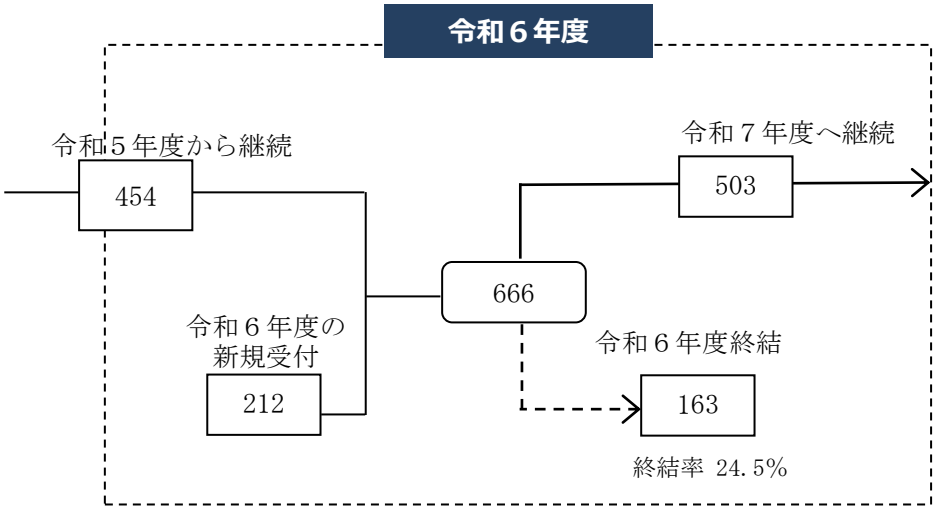

＜相談の流れ＞

図２：所属別来室相談件数の推移

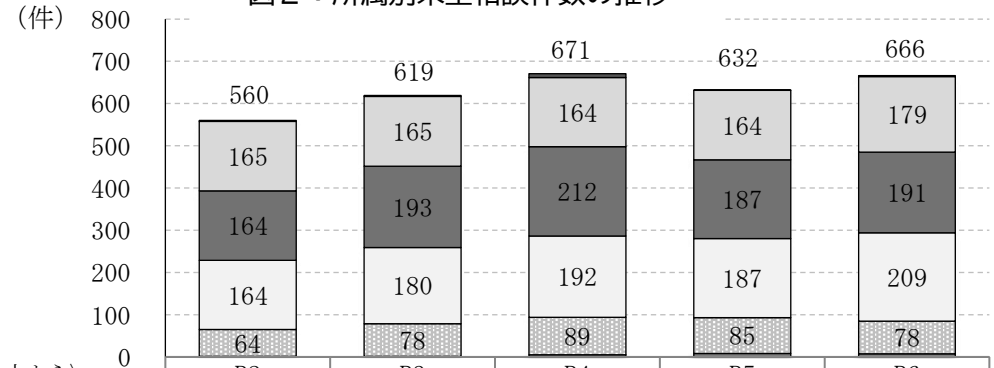

〈棒グラフの上から〉

	R2	R3	R4	R5	R6
■幼児	2	2	9	1	2
□小学校1～3年	165	165	164	164	179
■小学校4～6年	164	193	212	187	191
□中学生	164	180	192	187	209
▨高校生	64	78	89	85	78
■その他	1	1	5	8	7

来室による相談件数（図２参照）は、新型コロナウイルス対応のため令和２年３月から５月まで学校が臨時休校になった影響で、令和２年度の相談件数は伸びが鈍化しました。令和３年度、令和４年度は相談数が大幅に増えましたが、令和５年度は前年比 5.8%減、令和６年度は前年比 5.4%増となっております。

➢ **来室相談の内容について**

図３：所属別来室相談主訴の推移

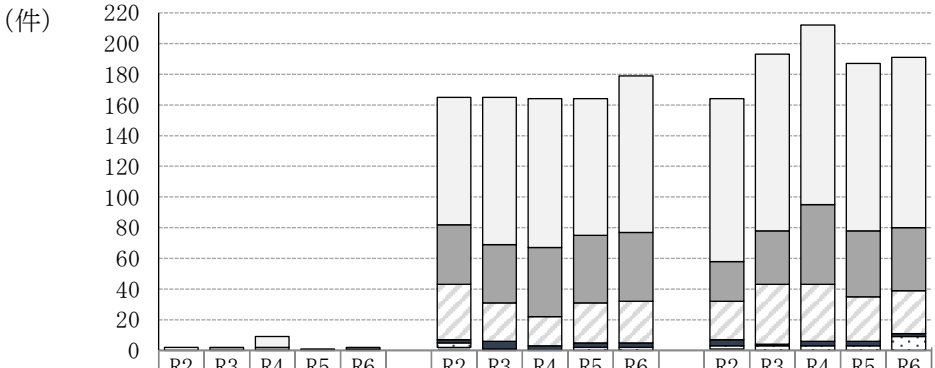

〈棒グラフの上から〉	幼児					小学校 1～3年					小学校 4～6年				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
□性格・情緒（不登校・落ち着きなし）	2	0	7	0	1	83	96	97	89	102	106	115	117	109	111
▒心身の問題（障害等）	0	2	2	1	0	39	38	45	44	45	26	35	52	43	41
□知能・学業（発達の遅れ）	0	0	0	0	0	36	25	19	26	27	25	39	37	29	28
■進路	0	0	0	0	1	2	5	3	3	3	4	1	3	3	2
⊡子育て	0	0	0	0	0	3	1	0	2	2	2	3	3	3	9
▪その他	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0

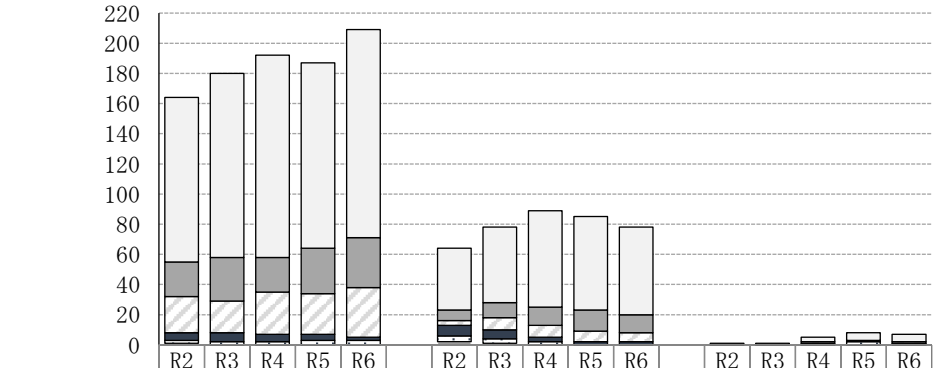

〈棒グラフの上から〉	中学生					高校生					その他				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
□性格・情緒（不登校・落ち着きなし）	109	122	134	123	138	41	50	64	62	58	1	0	3	5	5
▒心身の問題（障害等）	23	29	23	30	33	7	10	12	14	12	0	0	0	1	0
□知能・学業（発達の遅れ）	24	21	28	27	33	3	8	8	7	6	0	1	1	0	1
■進路	5	6	5	4	2	7	6	3	2	2	0	0	0	0	0
⊡子育て	2	2	2	3	3	4	3	2	0	0	0	0	1	2	1
▪その他	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0

表１：令和６年度来室相談　主訴の特徴（所属別上位２位）

所　属	主　　訴	件数	割合
幼児	その他	1	50.00%
	進路	1	50.00%
小学生 １～３年	発達障害(疑い)	35	19.55%
	人間関係・コミュニケーションの問題	26	14.53%
小学生 ４～６年	不登校	32	16.75%
	発達障害(疑い)	31	16.23%
中学生	不登校	49	23.44%
	情緒不安定	30	14.35%
	発達障害(疑い)	30	14.35%
	学業不振	30	14.35%
高校生	不登校	29	37.18%
	人間関係・コミュニケーションの問題	11	14.10%
その他	不登校	5	71.43%
	学業不振	1	14.29%
	子育て	1	14.29%

所属別に分類した場合の相談内容(主訴)について、上位２つを挙げています。

② 電話相談

子どもからの相談はもちろん、家族や教師からの場合も、電話による相談を受付しています。また、ファクシミリによるご相談にもお応えしています。

◆相談時間：月曜日～土曜日／午前９時～午後５時（祝日・年末年始を除く）
◆電　話：042-527-6171（直通）／ＦＡＸ：042-528-6875

➢ 電話相談の件数

図４：所属別電話相談件数の推移

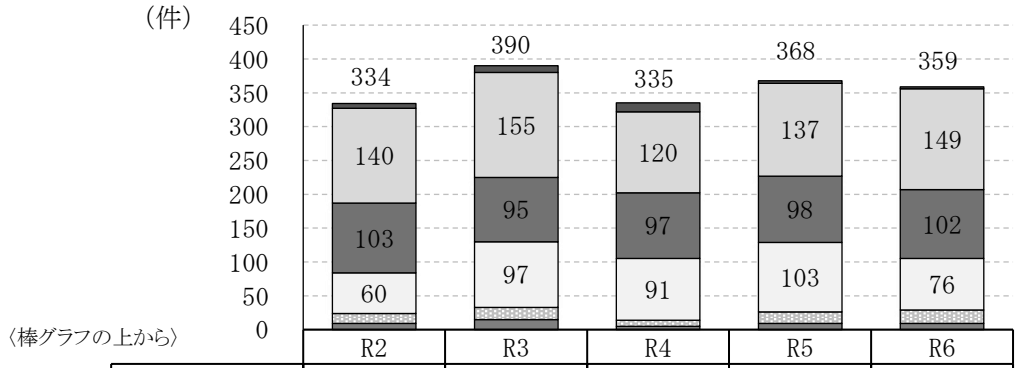

	R2	R3	R4	R5	R6
■幼児	7	10	13	4	3
□小学校1～3年	140	155	120	137	149
■小学校4～6年	103	95	97	98	102
□中学生	60	97	91	103	76
▨高校生	15	18	9	17	20
■その他	9	15	5	9	9

※電話相談とは、助言や情報提供を含んだ電話による教育相談、及び来室相談の申し込みをする場合のことであり、１回につき一件と数えています。
来室者の電話による相談は、件数に含みません。

表２：令和６年度電話相談　主訴の特徴（総合上位５位）

順位	主　　訴	R6 件数	割合	R5 件数	割合
1	不登園・不登校	78	21.73%	73	19.80%
2	その他（発達・心身）	45	12.53%	36	9.80%
3	学業不振	35	9.75%	33	9.00%
4	情緒不安定	25	6.96%	26	7.10%
5	友人関係	24	6.69%	26	7.10%
5	情報	24	6.69%	26	7.10%

※発達・心身「その他」…発達の遅れ、言語傷害・遅れ、器質的障害、性のいずれにも該当しないもの

③ 全体（来室相談と電話相談の合計）の状況

図５：手段別利用件数の推移

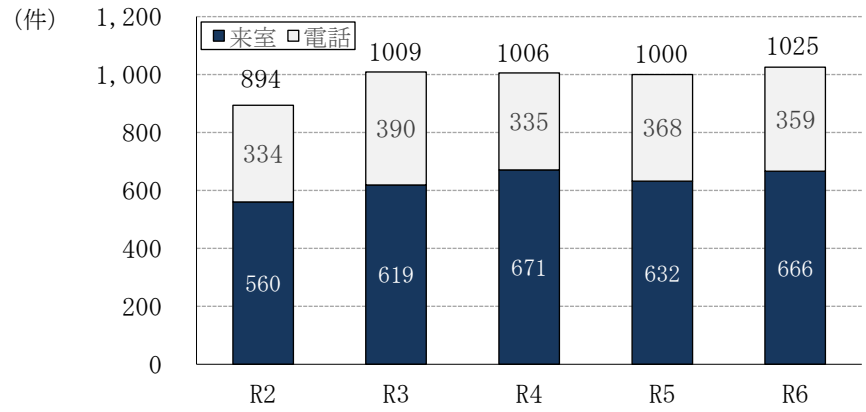

図６：所属別利用件数の推移

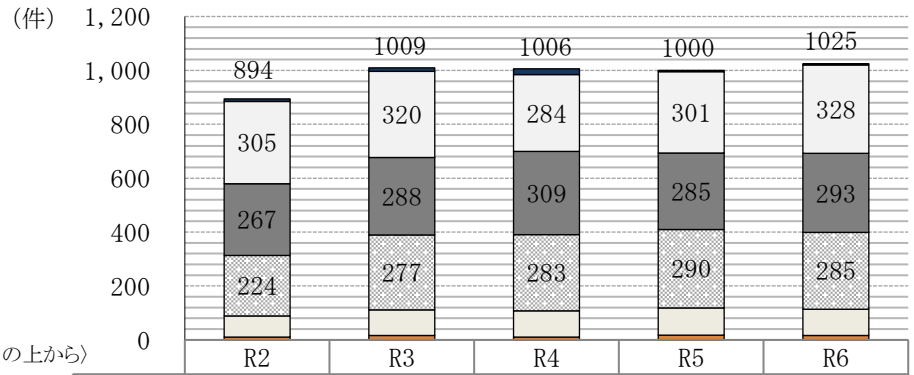

〈棒グラフの上から〉

	R2	R3	R4	R5	R6
幼児	9	12	22	5	5
小学校 1～3年	305	320	284	301	328
小学校 4～6年	267	288	309	285	293
中学生	224	277	283	290	285
高校生	79	96	98	102	98
その他	10	16	10	17	16

（３）小･中学校への巡回相談

学校からの要請により教育相談員（心理職）が訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の授業観察等を通して、対象児童・生徒への理解や関わりに対する助言を行います。

東京都より特別支援教室の運営に係る心理士等の巡回が全校に実施されるようになり、市の教育相談員への巡回要請は減ってきております。しかし、東京都の派遣事業以外の内容による要請もあるため、引き続き学校と連携し、必要な相談をしてまいります。

図７：巡回相談の実施状況

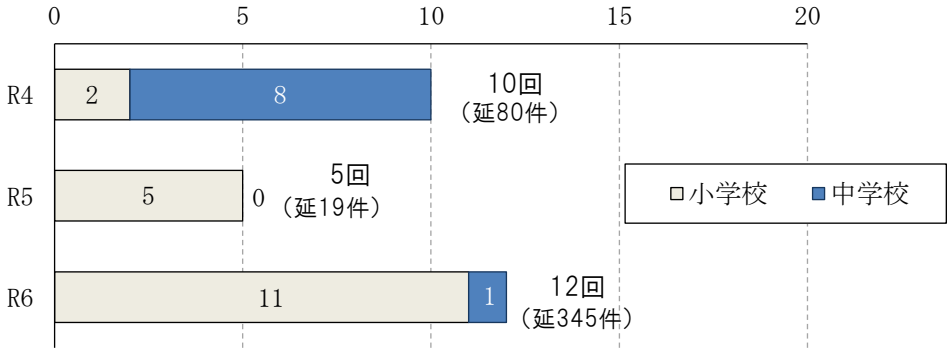

図８：延活動件数の内訳と推移

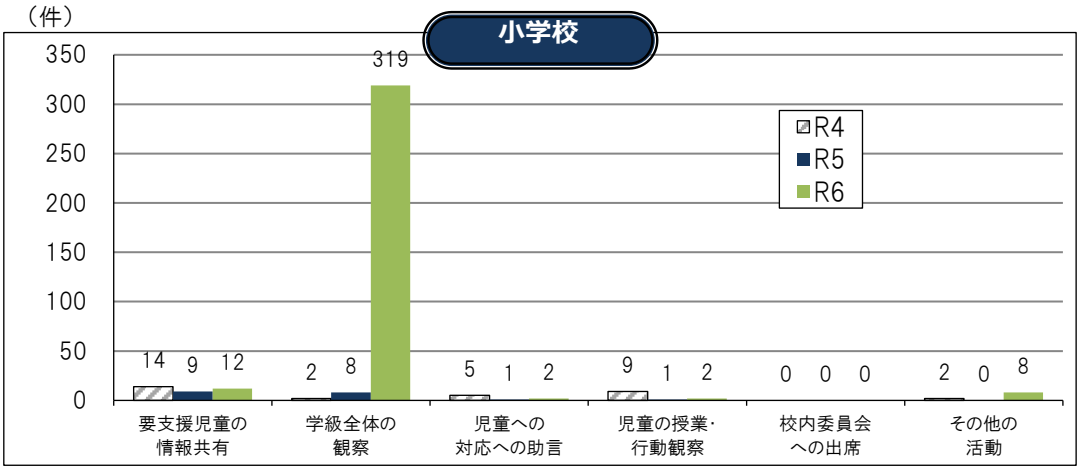

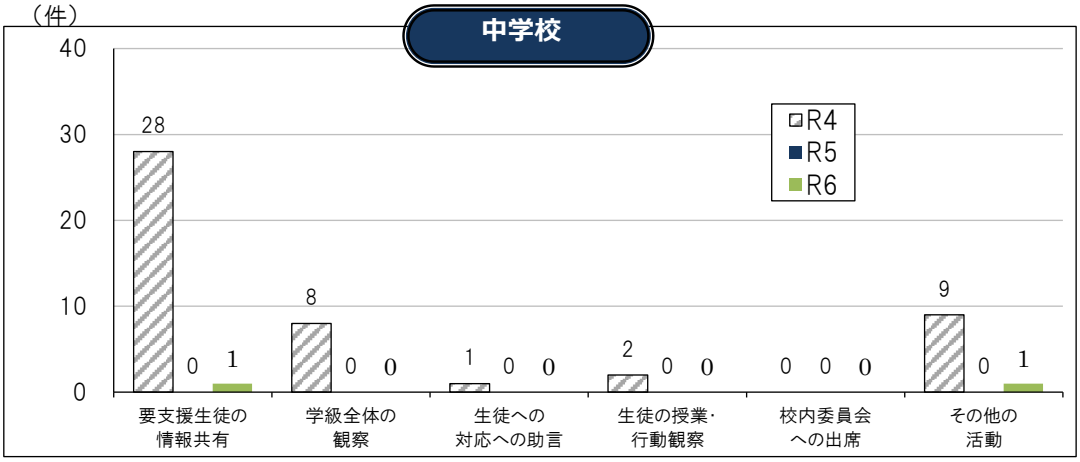

表３：令和６年度来所相談　年間統計表

（令和６年４月１日～令和７年３月 31 日）

相談内容		対象(学年)	幼児		小学校												中学校						高校						その他		合計		
					1年		2年		3年		4年		5年		6年		1年		2年		3年		1年		2年		3年						
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
Ⅰ性格・情緒の問題	1. いじめ	件数														1	1	1					1		1						3	2	5
	2. 内気・消極的・孤立	件数			1				1		1	1	1	1	1			1				2									5	5	10
	3. 粗暴・反抗	件数			1									2	1	1	1	1		1	3		1	1	2						9	6	15
	4. 人間関係・コミュニケーションの問題	件数			5		10	2	9		7		8	3	5	5	4	5	3	6	2	5	2	2	2	3		2			57	33	90
	5. 不登校	件数			1	3	1	2	4	6	7	5	4	10	4	2	7	5	5	12	6	14	5	6	8	5	2	3	3	2	57	75	132
	6. 神経性習癖	件数			1					1																1					1	2	3
	7. 反抗・乱暴・非行	件数			1													1			1										2	1	3
	8. 情緒不安定	件数			1	1	4	3	3	4	3	5	2	4	5	1	7	3	4	5	3	8	1			1		1			33	36	69
	9. 落ち着きなし	件数			6		7	1	5	2	3	1	2		4		3		1						2						33	4	37
	10. その他	件数	1		2	2	5	1	4	2	3	1	3		3	1	7	2	2	2	2	2	2		2			2			36	15	51
Ⅱ心身の問題	1. 言語障害・遅れ	件数				2	1		2	1		3		1	1	1			1									1			5	9	14
	2. 発達障害（疑い）	件数			5	2	6	6	10	6	4	1	9	2	13	2	10	2	7	5	3	3	3	1	2	1	1	1			73	32	105
	3. その他	件数			2			1	1			1	1		1	1				1	1						1	1			7	5	12
Ⅲ知能・学業	1. 知的発達の遅れ	件数							2	3		1	1			1	1				1	1									5	6	11
	2. 学業不振	件数			3	3	6	4	2	4	6	4	5	2	6	2	7	3	5	5	4	6	3	1			1	1		1	48	36	84
Ⅳ　進　路		件数		1		2	1								2					1		1		1	1						4	6	10
Ⅴ　子　育　て		件数				1	1				3	1	2		3			1		1		1								1	9	6	15
Ⅵ　そ　の　他		件数																															
合　計		件数	1	1	29	16	42	20	43	29	37	24	38	25	49	18	48	25	28	39	26	43	18	12	20	11	5	12	3	4	387	279	666
			2		45		62		72		61		63		67		73		67		69		30		31		17		7		666		

表４：令和６年度電話相談　年間統計表

（令和６年４月１日～令和７年３月 31 日）

相談内容＼対象		幼児	小学校						中学校			高校			その他	教師	合計
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3			
Ⅰ性格・情緒	1.情緒不安定	1	6	4	3	2	2	2	0	2	0	0	1	1	1	0	25
	2.無気力・消極的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3.かんもく	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	4.くせ	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	5.その他	0	2	3	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	9
Ⅱ行動	1.登園・登校拒否	0	7	2	10	9	10	7	14	5	6	3	3	0	0	0	76
	2.友人関係	0	5	4	1	6	2	1	1	2	0	1	1	0	0	0	24
	3.反抗・乱暴	0	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7
	4.ぬすみ(家庭)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	5.喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6.その他	1	8	3	2	1	2	0	3	0	1	2	0	0	0	0	23
Ⅲ発達・心身	1.発達の遅れ	0	2	2	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8
	2.言語傷害・遅れ	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	3.器質的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4.性	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	5.その他	1	10	5	10	1	7	4	2	3	1	1	0	0	0	0	45
Ⅳ学業	1.学業不振	0	9	5	1	7	5	0	5	3	0	0	0	0	0	0	35
	2.学習意欲・習慣	0	4	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6
	3.学習方法	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	4.学習塾・家庭教師・教材	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	5.その他	0	1	1	1	1	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	8
Ⅴ進路・適性	1.就学・就園	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	2.入学・転退学	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	5
	3.進路・進学	0	2	1	0	2	1	2	0	1	5	0	1	0	0	0	15
	4.その他	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
Ⅵ子育て	1.しつけ	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	2.対応	0	1	1	4	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	10
	3.その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅶ学校・教師		0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	4
Ⅷ情報		0	4	1	0	4	2	1	3	1	1	3	1	0	2	1	24
Ⅸその他	1.教師相談	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	2.近況報告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3.PTA	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4.その他	0	1	0	3	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	8
Ⅹいじめ		0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	5
合計		3	70	39	40	44	37	21	37	24	15	11	8	1	6	3	359

（４）関係機関との連携

教育相談では、学校や関係機関との信頼関係を深め、協力体制を確立するために、次のような活動を行いました。

①連絡会等への出席

＊立川市子ども支援ネットワーク　ブロック会議
＊教育支援センター連絡会
＊不登校対策連絡協議会
＊立川市子ども・若者自立支援ネットワーク会議

②他機関との連携･協力（順不同）

◎市内関係機関との情報交換や連携
＊立川市内小･中学校
＊立川市子ども家庭支援センター
＊スクールソーシャルワーカー　　他

◎他の関係機関との連携や情報交換
＊東京都教育相談センター
＊立川児童相談所
＊東京西法務少年支援センター（もくせいの杜心理相談室）
＊都立小児総合医療センター
＊都立府中療育センター
＊東京小児療育病院
＊さいわいこどもクリニック
＊立川相互病院付属子ども診療所
＊府中こころ診療所
＊太陽こども病院
＊しろくまクリニック
＊東京さつきホスピタル
＊ふじこどものこころクリニック
＊島田療育センター
＊カラムンの森こどもクリニック
＊武蔵台学園
＊立川学園
＊育て上げネット
＊専修大学大学院
＊国際医療福祉大学大学院　　他

Ⅵ－２．就学相談･転学相談

（１）相談の進め方（就学相談の場合）

① 相談の申込み受付

保護者はインターネットから申込みをしていただき、初回の面談日･行動観察日を決めます。

② 初回面談・行動観察

面談では、お子さんの発達の様子や就学についての希望・心配等を伺います。その間、別室で遊びや会話をしながら、お子さんの行動を観察します。

③ 発達検査

お子さんの様子を十分に理解するための資料のひとつとして、「発達検査の結果」を提出していただきます。

④ 医学診断

医師がお子さんの様子を診ながら、保護者のお話を伺います。「医師の意見書」として提出していただきます。

⑤ 就学支援部会

就学支援部会では、小・中学校の管理職が、保護者から就学先の希望やお子さんについて伺います。お子さんは小集団の中で模擬授業を行い、小・中学校の先生が指示を理解する力、コミュニケーションの様子などを観察します。これまでにそろえた資料等も参考に就学先について、意見をまとめます。

＊就学を検討している特別支援学級、特別支援学校の見学や体験を行うことができます。

＊保護者と相談のうえ、必要があれば、担当相談員が在籍園または在籍校を訪問し、普段のお子さんの様子を観察する場合があります。

⑥ 就学支援等検討委員会

医師や学識経験のある専門家などで構成する就学支援等検討委員会を開き、就学支援部会の審議結果を参考に、お子さんの就学先、支援内容について専門家の意見を取りまとめます。

⑦ 保護者面談及び最終決定

お子さんの就学先や必要な支援等について保護者にお伝えしたうえで、就学先を決定します。

⑧東京都立特別支援学校＝東京都教育委員会（就学相談）

⑧立川市立小･中学校＝立川市教育委員会

保護者に入学通知書を１月中旬に発送

（２）数字で見る就学相談・転学相談

① 就学相談

＊心身に障害のある子どもの小学校･中学校への就学に関して、本人の能力と可能性を伸長させる教育環境や必要な支援の内容を保護者と一緒に考えます。
＊就学支援等検討委員会では、就学支援部会の審議結果等を参考にしながら、支援内容、就学先を総合的に検討します。
＊就学後も相談を必要とする児童・生徒の支援の方法について、保護者、学校と連携し、継続的な支援、助言を行います。
◆相談時間：月曜～金曜日･第２土曜／午前９時～午後５時（祝日･年末年始を除く）
※４月から８月は第４土曜日も実施

➢就学相談の件数

図９：所属別就学相談件数の推移

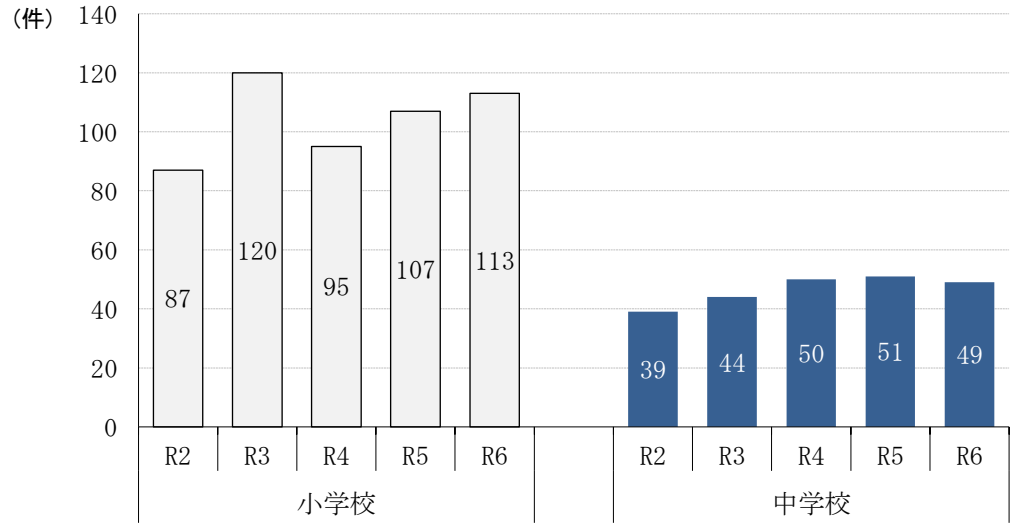

➢就学相談の内訳

※（　　）内の数字は、就学後も継続相談を要する件数で内数

	通常の学級	特別支援学級（知的）	特別支援学級（自閉・情緒）	都立特別支援学校			転出 区域外 私学等	相談 中止	合計
				知的	肢体	その他			
小学校	52(6)	17(3)	5(0)	12	2	1	1	23	113(9)
中学校	11(5)	29(0)	0(0)	3	0	0	2	4	49(5)
計	63(11)	46(3)	5(0)	15	2	1	3	27	162(14)

発達検査、医学診断など就学相談の過程の中で、保護者が通常の学級への就学を希望するに至った場合などは、相談は中止としました。

転学相談

＊相談の流れは、基本的に就学相談と同じプロセスで進みます。
＊学校生活を通して見えてきた児童･生徒の適応状況や課題、発達的特徴等を学校と保護者が共通認識を持ち、特性に合ったよりよい学習環境を一緒に考えます。
＊相談の結果、最終的に転学とならなかった場合でも、相談の経過は在籍校にお伝えし、本人や保護者がその後も在籍校に相談しやすい関係性を築くようにしています。
◆相談時間：月曜～金曜日･第２土曜／午前９時～午後５時（祝日･年末年始を除く）
※４月から８月は第４土曜日も実施

➢転学相談の件数

図 10：所属別転学相談件数の推移

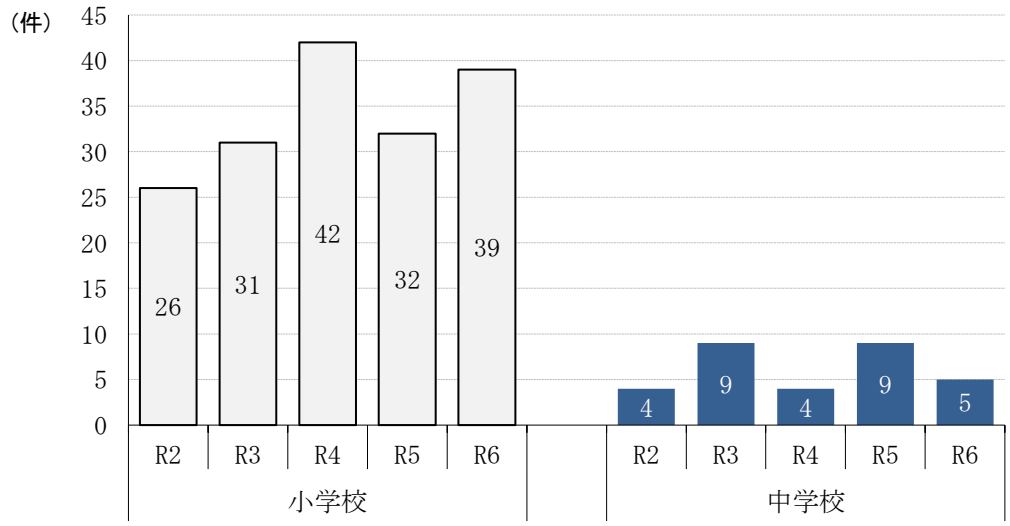

➢転学先の内訳

※【　　】内の数字は、当該年度内に転学済みの件数で内数

	通常の学級	特別支援学級（知的）	特別支援学級（自閉・情緒）	都立特別支援学校			転出 区域外 私学等	相談 中止	合計
				知的	肢体	その他			
小学校	2【0】	19【0】	7【0】	0	0	1	1	9	39【10】
中学校	0【0】	4【2】	0【0】	1	0	0	0	0	5【2】
計	2【0】	23【12】	7【0】	1	0	1	1	9	44【12】

② 就学支援等検討委員会・就学支援部会の開催状況

就学相談では、本人･保護者の意向に加え、在籍している園や学校の所見、発達検査からみえる特性、かかりつけ医による診断、教育学・医学・心理学等の専門的見地からの意見等を総合的に加味し、保護者へ就学先の提案をしています。

就学相談を利用した児童・生徒のうち、就学後の状況を継続的に把握していくことが必要な方について、継続相談を実施しています。

（３）就学支援シート

小学校入学までの成長の歩みを大切にし、学校に入学してからも楽しく学習の積み重ねができるよう、就学前の様子や必要な支援の手立て、配慮などを学校へ引き継ぐためのツールが「就学支援シート」です。

保護者と幼稚園・保育園・その他専門機関の方とが協力して作成した後、教育支援課を通じて就学する学校に引き継ぎます。就学先の学校では日常的な指導・支援の充実を図るため、「就学支援シート」を参考に、学校生活支援シートを作成したり、学級編成に活用したりします。様式は、市内幼稚園・保育園等で年長児の保護者に配布したほか、市ホームページからのダウンロードや、本庁学務課窓口、隣接市幼稚園でも配布しています。

また、就学を機に利用される方が多い学童保育所や放課後等デイサービスの初回面談等でもシートの情報をご活用いただけるよう、保護者にご案内しています。

図 11：就学支援シート提出状況

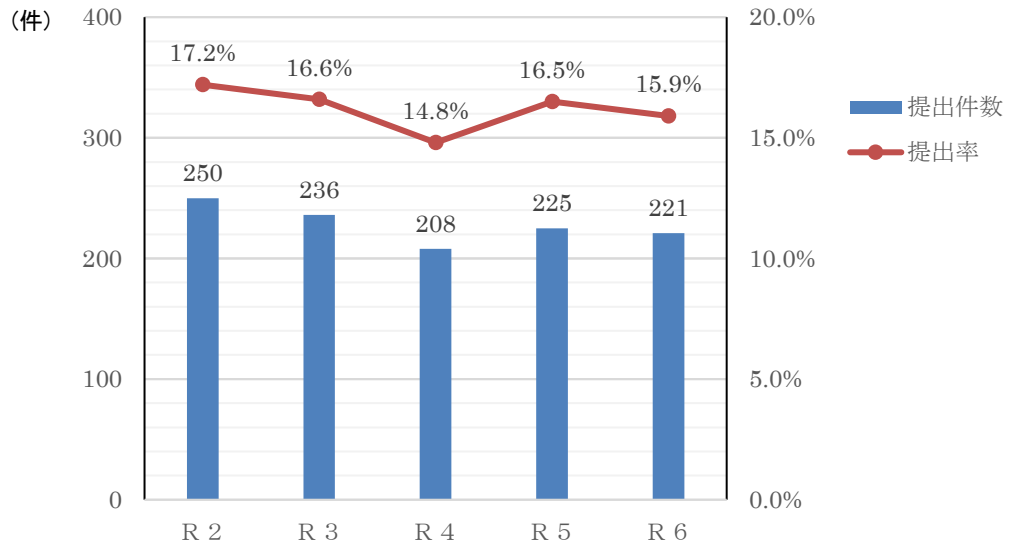

就学支援シートの令和６年度（令和７年４月就学児）の提出率は 15.9％であり、翌春就学者の６～７人に１人が利用し、活用が定着しています。

Ⅵ－３．特別支援教育の推進

（１）立川市の特別支援学級

●特別支援学級

※カッコ内の数字は、学級数

区分	設置校名	学級名	種別	開設	児童･生徒数（R7.5.1 現在）	児童･生徒数（R6.5.1 現在）
小学校	第一	あおぞら学級	知的障害	昭 29.4	28 (4)	27 (4)
	第五	こだま学級		昭 32.6	19 (3)	15 (2)
	第九	くわのみ学級		昭 59.4	25 (4)	27 (4)
	第十	すずかけ学級		昭 50.4	8 (1)	7 (1)
	松中	まつのみ学級		平 30.4	22 (3)	20 (3)
	新生	ひまわり学級		平 16.4	16 (2)	11 (2)
	若葉台	たんぽぽ学級		平 30.4	18 (3)	22 (3)
	第二	さくら学級	自閉症･情緒障害	令 3.4	29 (4)	32 (4)
	大山	にじいろ学級		令 5.4	23 (3)	17 (3)
	小学校　計９校				188 (27)	178 (26)
中学校	立川第一	Ｉ組	知的障害	昭 53.4	26 (4)	29 (4)
	立川第二	1 組		昭 39.4	24 (3)	23 (3)
	立川第五	10 組		昭 53.4	36 (5)	34 (5)
	中学校　計３校				86 (12)	86 (12)
					274 (39)	264 (38)

※児童･生徒数は学級編成等調査に基づく人数

●通級指導学級

※カッコ内の数字は、学級数

区分	設置校名	学級名	種別	開設	児童数（R7.5.1 現在）	児童数（R6.5.1 現在）
小学校	第七	ことばの教室	言語障害	平 18.4	30 (2)	29 (2)
	第八	きこえとことばの教室	難聴	昭 51.4（平 30.4 移設）	7 (1)	8 (1)
			言語障害		67 (4)	66 (4)
難聴１校／言語障害２校					104 (7)	103 (7)

※児童数は学級編成等調査に基づく人数

●小学校特別支援教室

区分	巡回グループ	設置校・教室名	種別	開設	児童数（R7.5.1 現在）	児童数（R6.5.1 現在）
小学校	第1	四小キラリ	情緒障害等	平 28.4	34	23
		一小キラリ		平 29.4	16	15
		新生小キラリ		平 29.4	21	16
	第2	七小キラリ		平 21.5	19	19
		三小キラリ		平 28.4	22	23
		六小キラリ		平 29.4	6	8
	第3	八小キラリ		平 26.4	24	24
		十小キラリ		平 29.4	19	23
	第4	南砂小キラリ		平 28.4	7	9
		二小キラリ		昭 55.4	14	12
		五小キラリ		平 30.4	18	9
	第5	幸小キラリ		平 29.4	20	21
		柏小キラリ		平 30.4	18	12
		若葉台小キラリ		平 30.4	23	21
	第6	松中小キラリ		平 18.4	25	29
		西砂小キラリ		平 28.4	18	14
	第7	大山小キラリ		平 28.4	11	15
		九小キラリ		平 29.4	19	21
		上砂川小キラリ		平 29.4	16	15
特別支援教室設置校　19 校（うち拠点校 7 校）					350	329

※児童数は学級編成等調査に基づく人数

●中学校特別支援教室

区分	巡回グループ	設置校・教室名	種別	開設	生徒数（R7.5.1 現在）	生徒数（R6.5.1 現在）
中学校	第1	三中プラス	情緒障害等	平 24.4	28	22
		一中プラス		令 3.4	18	14
		八中プラス		平 9.4	17	12
	第2	六中プラス		平元.4	28	27
		二中プラス		令 3.4	18	17
		九中プラス		平 31.4	11	14
	第3	七中プラス		令 2.4	31	20
		四中プラス		令 2.4	18	17
		五中プラス		令 2.4	22	17
特別支援教室設置校　9 校（うち拠点校 3 校）					191	160

※生徒数は学級編成等調査に基づく人数

図 12：特別支援学級等に在籍する児童数の推移（小学校）

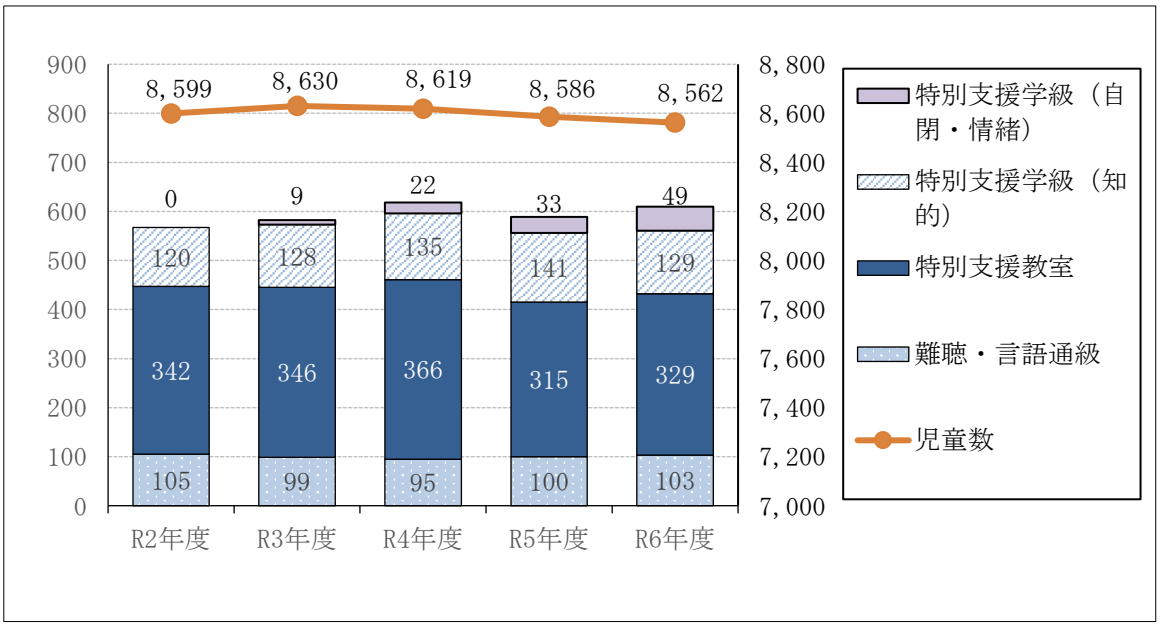

※児童数は学級編成等調査に基づく人数

図 13：特別支援学級等に在籍する生徒数の推移（中学校）

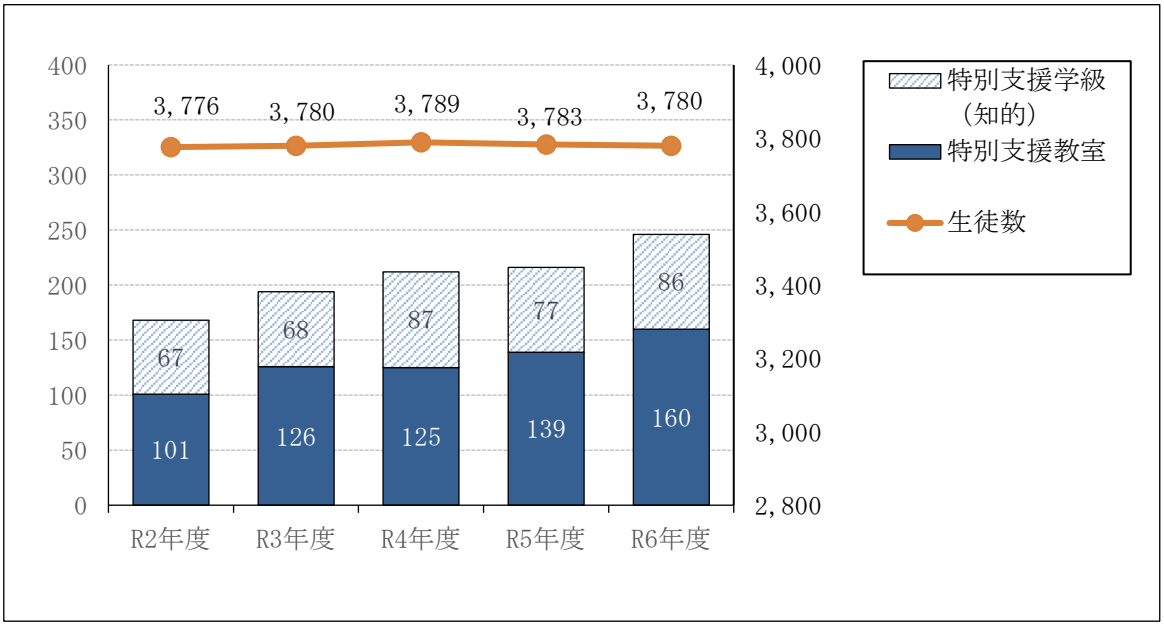

※生徒数は学級編成等調査に基づく人数

（２）通級指導学級／特別支援教室の利用相談

通常の学級に在籍している言語障害、難聴、情緒障害等のある児童･生徒を対象に、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、一部の時間を、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた課題や困難の改善･克服を目指した指導を行っています。

ア．利用決定までの流れ（特別支援教室の場合／令和６年度版）

①保護者から学校への相談、保護者との連携

↓

特別支援教室の利用にあたっては、家庭と十分な連携を図ります。

②校内委員会

校内委員会で指導が必要とされた児童の保護者に特別支援教室の利用を勧めるなど、①と②の順序が逆になるケースもあります。

↓

在籍校の校内委員会等で、課題や指導の目標、利用の必要性を協議します。

③特別支援教室体験申込書を保護者から在籍校へ提出

↓

保護者から在籍校へ「特別支援教室体験申込書」を提出します。

④特別支援教室の見学、巡回指導教員等による保護者面談、体験を通じた行動観察等

↓

家庭での様子や成育歴、医療機関の受診状況等も聞きます。

⑤入室申請書類の作成及び提出

↓

在籍校は申請書類をとりまとめ、教育委員会へ提出します。

⑥審査会の開催

↓

提出された申請書類を基に、必要な指導･支援について検討する審査会を開催します。児童・生徒の様子等を聴取し、利用開始後の目標等について専門家を交えた協議をします。（年間、小５回・中４回）

⑦利用の決定

※審査の結果、必要な指導等を検討するにあたり資料等が不足している場合などは、書類を差し戻すことがあります。

（３）通常の学級介助員事業

通常の学級に在籍している肢体不自由等のある児童・生徒に介助員を派遣し、移動等の介助を行い、学校生活における支援を行いました。

立川市では本事業を、社会福祉協議会等に委託しました。

ア．介助員の配置状況

図 14：小・中学校における介助員の配置状況

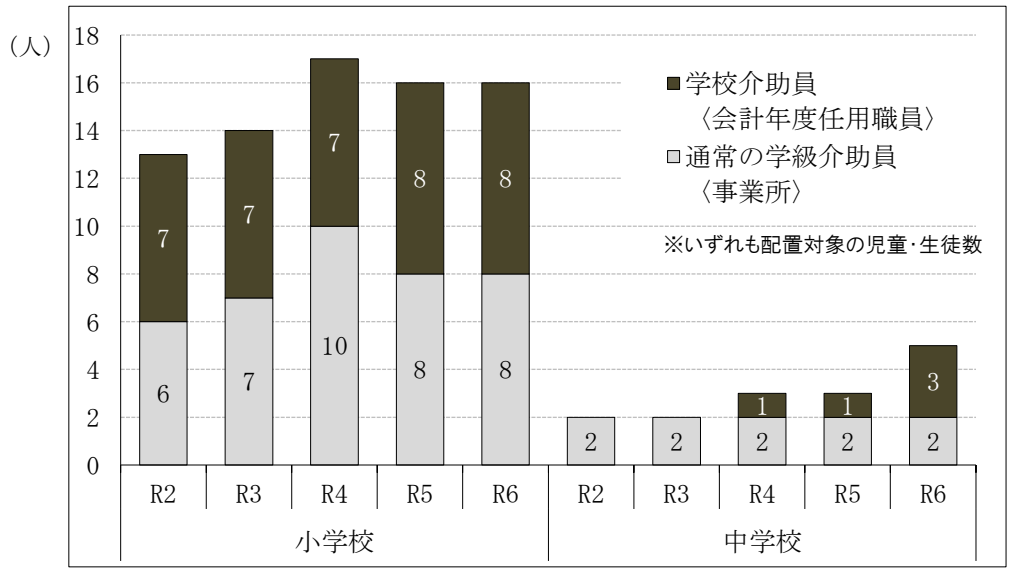

（４）臨時指導員等の研修や特別支援学級における専門性向上の取り組み

ア．特別支援学級臨時指導員・学校介助員合同連絡会

小・中学校の特別支援学級に臨時指導員を配置するとともに、連絡会を開催し、研修等の機会を確保しました。

実施日	研修内容	参加者数
Ｒ６．６／12(水)	･『人権に配慮した支援』について （講師:教育委員会統括指導主事） ･『将来を見据えた支援』について （講師:教育支援相談員）	56 人

イ．特別支援学校等との連携や教育支援相談員の学級訪問

➢ 知的障害学級専門性向上プラン

都立立川学園・特別支援教育コーディネーターより指導・助言を受け、授業改善や教室環境整備、教材開発等を通して、特別支援教育の専門性向上に取り組み、その成果を特別支援教育担当教員研修で発表し、市内小・中学校特別支援学級担任等に還元しました。教育支援相談員が同行し、助言を行っています。(対象校：第十小学校５回(打合せ、公開授業等))

➢ 教育支援相談員の活動

教育支援相談員が小・中学校を訪問し、指導・助言を行っています。

<知的障害・肢体不自由・医療的ケア分野>

〇知的障害学級専門性向上プラン実施内容（1 回）

時期	学校・学級	内容
Ｒ６.11／１（金）	第一小学校 あおぞら学級	公開研究授業

〇医療的ケア支援会議の実施

	小学校	中学校	計（回）
指示書によるケアの実施状況の確認 看護師との意見交換	4	0	4

〇支援会議の実施

	小学校	中学校	計（回）
対象児童・生徒に関する情報交換・共有 学校生活支援シート、個別指導計画の確認・共有	44	15	59

〇特別支援教室公開授業（計 10 回）

拠点校	実施校	実施日	自立活動・単元名（題材）
第四小	第四小	Ｒ６.10/30	「ちょうどよく〇〇しよう」
第七小	第七小	Ｒ６.12/９	「マジックブロック」「生活の振り返り」 「聞くトレ」「言葉の確認」「漢字の間違い探し」
第八小	第八小	Ｒ６．９/19	「ラジオ体操」「サーキット運動Ⅲ」
南砂小	南砂小	Ｒ６.12/11	「自分の気持ちを整理して伝えよう」
幸小	幸小	Ｒ６.11/８	「感じ方いろいろ」
松中小	松中小	Ｒ６.10/28	「作戦を伝え合おう」
大山小	大山小	Ｒ６.11/25	「引っ越し屋さんが運んだ」
立川第三中	立川第八中	Ｒ６.11/11	「気持ちについて考えよう」
立川第六中	立川第六中	Ｒ６.11/27	「自分のよいところをみつけよう」
立川第七中	立川第七中	Ｒ６.10/２	「その場にあった行動や発言を理解しよう」

〇特別支援教室訪問による指導・助言（都教委訪問含む・複数回訪問あり）

学校名	内容
第四小・第七小・第八小・南砂小 幸小・松中小・大山小 立川第三中・立川第六中・立川第七中 都教委訪問 十小・新生小・立川第一中・立川第四中	・個別指導計画、個別支援計画・指導記録、学習指導案 ・巡回指導計画確認（拠点校のみ） ・授業観察・協議・施設見学、学級要覧、 ・運営および児童・生徒の様子等の情報交換

（５）ことばの巡回相談事業

学校での特別支援教育の取組を支援するため、言語聴覚士による巡回相談を実施し、医療や通級につながっていない児童・生徒の指導上の助言を行いました。

令和６年度：12 回実施	第一小学校、第二小学校、第四小学校、第五小学校、第六小学校、第九小学校、西砂小学校、南砂小学校、幸小学校、柏小学校、新生小学校

Ⅵ－４．その他の活動

（1）特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級などに在籍している保護者の経済的負担を軽減するため、就学（通級）にかかる経費の一部を支給しています。

➢ **対象者**

① 特別支援学級に在籍している児童･生徒の保護者

② 通級指導学級等に通級している児童･生徒の保護者

③ 通常の学級に在籍している学校教育法施行令第 22 条の３に規定する障害の程度に該当する児童･生徒の保護者

○ 受給者数の推移　　（単位:件）

	Ｒ４年度			Ｒ５年度			Ｒ６年度		
	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
日光移動教室・修学旅行参加費	24	25	49	25	18	43	24	19	43
学用品・通学用品費	124	72	196	142	64	206	143	75	218
新入学学用品・通学用品費	24	28	52	14	19	33	19	25	44
通学費	17	23	40	23	26	49	27	24	51
通学付添費	89	6	95	105	5	110	132	5	137
宿泊学習参加費	24	25	49	24	17	41	10	25	35
卒業アルバム代	18	24	42	15	14	29	17	13	30
学校給食費	120		120	135	61	196	140	71	211
弁当給食費		51	51						
ミルク給食費		59	59		53	53			
校外活動参加費	99	71	170	124	60	184	145	77	222

資料編

立川市子育て支援・保健センター
はぐくるりん
TACHIKAWA CITY CHILDCARE SUPPORT AND HEALTH CENTER

子育て支援・保健センター はぐくるりん

5月7日(水) オープン！

市民の皆さんの健康と子育ての安心を支える拠点「立川市子育て支援・保健センター はぐくるりん」が、5月7日㈬、ついにオープンします。この新しい施設をご紹介します。

はぐくるりんって、どんなところ？

はぐくるりんは、「健康会館」「子ども未来センター(一部)」「ドリーム学園」の機能が合わさった施設です。

- 健康会館
  - ●健康推進課
  - ●健康づくり担当課
- 子ども未来センター
  - ●子ども家庭支援センター
  - ●教育支援課
- ドリーム学園

子育て支援・保健センター はぐくるりん

- ●健康推進課
  - 健康相談、健康教室、予防接種など
  - 休日急患診療、歯科休日応急診療
  - 各種がん検診　など
- ●子ども家庭センター
  - 子育て支援、地域のネットワークづくり
  - 乳幼児・妊産婦の健康診査、保健指導
  - 児童虐待防止　など
- ●児童発達支援センター
  - 発達支援、保護者支援
  - ドリーム学園の管理・運営　など
- ●教育支援課
  - 特別支援学級の設置
  - 教育に関する相談　など

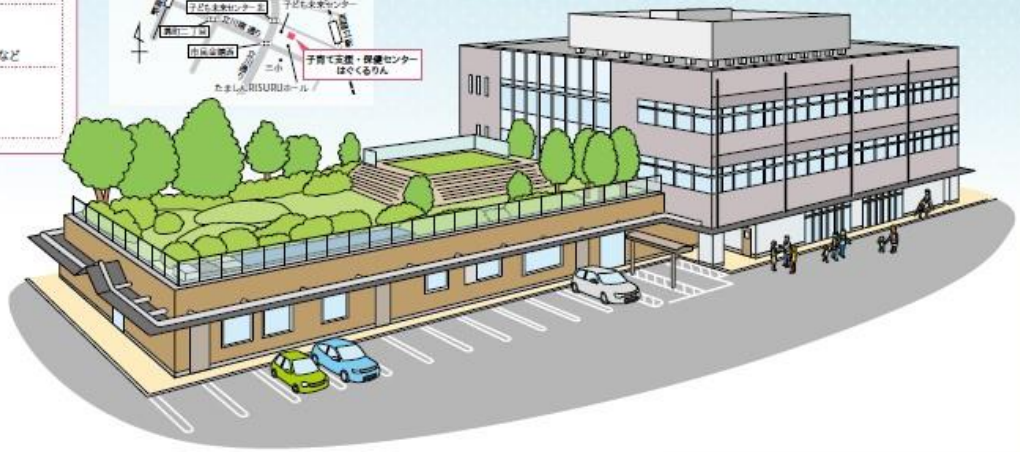

注目ポイント 途切れのない子育て支援

子ども家庭センター、児童発達支援センター、教育支援課といった子育て関連部署を集約するとともに、部署間が有機的に連携することで、子どもの成長過程に応じた切れ目のない適切な支援を提供します。

注目ポイント 災害時には医療救護対策本部に

災害発生時に、医療に関する司令塔となる「医療救護対策本部」を、医師会、歯科医師会、薬剤師会とともに設置します。また、災害対応として非常用自家発電設備、災害用トイレ、防火貯水槽などを整備しています。

注目ポイント 開放的な屋上庭園

建物東側の平屋建て(ドリーム学園)の屋上には開放感がある庭園を設置しました。地上部からも緑が目に入り、施設南側にある公園との緑のつながりが感じられます。お子さんとのんびり遊べます。

注目ポイント 多世代が安全・安心に利用できる施設

シンプルな平面、色と文字を併用したサイン、各階に設置した「赤ちゃんふらっと」(授乳やおむつ替えができるスペース)や「だれでもトイレ」など、赤ちゃんから高齢者まで、誰もが安全に安心して利用できる施設です。

注目ポイント くるりんがいっぱい

公募で集まった市内の小学生と立川女子高校の学生によるアイディアをもとに、武蔵野美術大学講師・種橋早苗さん、くるりんの作者・鳥澤安寿さんの協力を得て、施設の顔となるロゴ、銘板ができました。ほかにも、施設内にはくるりんがあちこちにいます。

3階 事務室 各種相談室

市職員の執務エリアとなっており、市民の方の窓口になります。幅広い相談に対応する各種相談室もあります。

2階 乳幼児健診エリア

乳幼児健診を行う診察室や計測室のほか、栄養教育や発達支援を行う部屋もあります。

1階 東 ドリーム学園エリア

1階の東側はドリーム学園エリアになっています。

1階 休日診療エリア

休日診療(内科、小児科、歯科)の診察室や調剤室のほか、体操やがん検診など、さまざまな用途で活用可能な健康増進室もあります。

広報たちかわ令和７年（2025 年）４月 25 日号７～８ページより

令和７（2025）年度事業概要
子ども支援センター・児童発達支援センター・
教育支援課
＜令和６（2024）年度事業報告＞

～本誌は、教育相談紀要「こぶしの花」からの通算では第５７号です～

発行　　令和７年１１月

編集　　立川市錦町３-３-６
子育て支援・保健センター　はぐくるりん内
立川市子ども家庭部 子ども家庭センター
電話　０４２－５２８－６８７１
FAX　０４２－５２８－６８７５
立川市子ども家庭部　児童発達支援センター
電話　０４２－５２９－８５８６
FAX　０４２－５２８－６８７５
立川市教育委員会 教育部 教育支援課
電話　０４２－５２７－６１７１
FAX　０４２－５２８－６８７５

立川市子育て支援・保健センター

はぐくるりん

〒190-0022　立川市錦町３丁目３-６

受　付　月～土曜日
　　午前９時～午後５時

休業日　日曜・祝日・年末年始

●徒歩でお越しの場合
- JR 中央線「立川駅」南口より約 13 分
- JR 南武線「西国立駅」より約 7 分
- 多摩モノレール「立川南駅」より約 12 分

●相談等でお車でお越しの場合
子育て支援・保健センター北側の駐車場をご利用いただけます。

※駐車場には限りがあります。